

# 足尾銅山における友子制度の変遷：友子制度の企業内化を中心に(上)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

60

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

55

(発行年 / Year)

1992-09-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008562>

# 足尾銅山における友子制度の変遷（上）

——友子制度の企業内化を中心に——

村 串 仁三郎

## 目 次

はじめに

一 明治四十年暴動前の足尾銅山における友子制度

(1) 足尾銅山の開発と友子制度の導入と確立

(2) 明治三十年代末の足尾銅山における友子制度の構造(一)

——明治三十九年の小滝坑友子規約の分析——

(3) 明治三十年代末の足尾銅山における友子制度の構造(二)

——明治三十年代末の資料による友子の組織と機能——

(a) 本山坑における友子の組織構成

(b) 本山坑における友子の活動

二 暴動後の足尾銅山における友子制度の改編

——経営者による友子の飯場制度への包摂——

(1) 暴動後における足尾鉱業所の友子政策の転換

(2) 坑夫飯場組合下の友子制度の構造

——坑夫飯場組合規約の分析——

(3) 坑夫飯場組合下の友子の活動

(4) 坑夫飯場組合下の友子制度残存の理由（以上本号）

三 大正八年争議後の足尾銅山における友子制度の改編

——経営者による友子の従業員団体化——

(1) 大正期における鉱業所の友子政策の展開

(2) 鉱夫飯場組合の改革と友子制度の回復

(3) 飯場制度の廃止と「鉱夫組合」下の友子制度の展開

(4) 足尾銅山における友子制度の消滅

## はじめに

本稿の課題は、一般的に言えば、足尾銅山における友子制度の歴史を跡づけ、その歴史的構造を分析することである。すでに私は、徳川期から明治末期にいたる友子制度の歴史について既に発表した『日本の伝統的労資関係——友子制度史の研究——』（世界書院、一九八九年刊）において、かなり詳しく検討した。しかし明治末期から大正期を経て昭和期に至る友子制度の歴史についてはまだ未検討であった。

当面の私の友子研究の課題は、拙著で残した明治末期から大正期以降の友子制度の実態、私の研究方法論の言い方によれば、友子制度の確立期以降に友子制度がどの様に発展し、変容し、解体したか、を解明することである。

本稿は、そのような本来の課題を果たすための一つの分析的な試みである。すなわち明治末期から大正期の足尾銅

山の友子制度の実態を解明することである。

しかし本稿の中心的課題は、足尾の友子制度の実態を全面的に検討することではなく、専ら明治末期と大正期に於ける鉱山経営者の友子政策とその下での友子の特殊構造を明らかにすることである。すなわち銅山暴動以後、経営者が自立的だった友子を飯場組合の中に閉じ込め、あるいは飯場制度が解体した後は友子をカンパニー・ユニオンとも言うべき「鉱夫組合」に改編し、友子を企業のもとに従属しようとした労務政策を明らかにし、経営者のもとに包摂された友子制度がどのような構造を形成したかを明らかにすることである。

友子制度は、一般的に言えば、明治四十年の足尾銅山、別子銅山、幌内炭鉱の三大暴動以後、鉱山経営者から危険視され、自立性を奪われ、企業のもとに従属される傾向を強めるようになった。この典型的なケースが足尾銅山と別子銅山の友子であった。大正期における友子制度の構造的な特質の一つは、この点にある。

そうした意味で本稿は、明治末期から大正期における友子制度の構造の特質を分析しようとするものであり、足尾暴動以後、経営者が何故友子を飯場制度のもとに再編しようとしたか、あるいは、では何故経営者が友子制度を廃止しないで飯場制度のもとに再編したり、「鉱夫組合」に改編しなければならなかったのか、などの理由をも明らかにすることになる。また本稿は、新たに発見された明治後期の足尾銅山の友子資料を分析して、前掲拙著では十分明らかに出来なかった友子の自立性あるいは民主的傾向、飯場制度との癒着などを具体的に検証することになる。

なお友子制度についての一般的な説明は、既に拙著で詳しく行っているのでここでは省いた。

## 一 明治四十年暴動前の足尾銅山における友子制度

### (1) 足尾銅山の開発と友子制度の導入と確立

足尾銅山は、十七世紀の初めから既に銅の採掘を行っていた。足尾の銅採掘が盛んだったのは、主に十七世紀後半から十八世紀の中葉頃までで、その後衰退してしまった。明治維新前後は、殆ど採掘していなかった。<sup>(1)</sup>従って、徳川時代の足尾の友子については、何の手がかりもない。

明治維新後、鉾山開発ブームが起こり、明治十年に古河市兵衛が前任者から足尾の鉾区権を譲り受けて、これより近代における足尾銅山経営が開始された。と言っても足尾銅山の経営は、当初は昔からの採掘法を受け継ぎ、下稼人と呼ばれる小親方鉾夫と何人かの鉾夫の小集団が銅を採掘し、しかも彼らが粗精錬した銅を買い上げると言ったものであった。<sup>(2)</sup>

神岡鉾山などの例から、<sup>(3)</sup>下稼人達が採鉾を行う古河経営下では、友子制度は初めから存在していたと思われる。しかし今の処それを証明する資料がない。

古河は、明治十五年頃から、鉾山の近代化に取り組み、徐々に下稼人の採掘権を買収して、下稼人の有力者を飯場頭に登用し、他の下稼人を単なる鉾夫に再編成して、足尾銅山の経営体制を資本主義的に整備していった。この過程は、必ずしも簡単なものではなかった。特に飯場頭の採用は、他の有力鉾山の有力坑夫や飯場頭の引き抜きによって行われた。<sup>(4)</sup>

足尾銅山における友子制度は、このような過程において各地の鉾山から有力坑夫や飯場頭とともに、足尾に持ち

込まれた。そして少なくとも、足尾銅山の友子は、明治十年代末から二十年代初めには、制度的に整備され、その後更に制度的に確立していった、と言うのが私の見解であった。<sup>(5)</sup>

最近発見された本山坑の友子資料は、本山坑で、土田栄三郎は明治十八年五月十七日に、金子亀蔵は明治十九年十二月三十一日に取立てられ、その後も明治二十一年、二十三年に取立が行われた、と記している。<sup>(6)</sup> この資料によれば、明治十年代末から二十年代初めに友子の取立が制度化されていたことを示している。取立制度は、友子制度の中核をなしており、友子組織なしに有り得ない。

既に私は、塩野良作『名山足尾』の一文を引用して、明治二十年代初めの足尾銅山で、「坑夫仲間では親分がな」と、自分の立場が苦しくなった<sup>(7)</sup>り、友子制度が鉱夫社会に欠くことの出来ないものになり、また「友子の除外」と言う厳しい除名処分もあり、厳しい規律を持った集団が存在していた、と指摘した。

しかし残念ながら、足尾銅山に限らず明治二十年代の友子制度の実態を示す資料は殆ど無い。とは言え、友子制度は、明治二十年代を通して、鉱山業の発展とともに発達してきたことは間違いない。そして明治三十年代前半期に、友子制度は、制度的にしっかりと確立したと言える。

足尾銅山について言えば、松原岩五郎は、明治二十九年四月に『国民新聞』で足尾銅山には「坑夫仲間に遺伝せる一種の気風」ありと、友子に着目して、「親分あり乾兒あり、仲間を呼ぶに皆兄弟を以てし、……此の仲間に通せる一つの社会的規約ありて、其法律を遵守すること堅し」、「是は唯この礦山にのみかぎりたる約束にあらずして、全国何れの礦山に於ても、従来より定れる約束にして、坑夫仲間の渡り規則なり」と指摘し、友子制度について種々論じた。

以上のように、足尾銅山における友子制度は、明治二十年代初めから三十年代の初めまでにかなりの発達を見た

と言えよう。しかし友子の一次資料はなく、友子の正確な実態は十分に明らかにならない。ところが最近本山坑の友子資料が発見され、明治三十七年頃から明治末年頃までの足尾銅山の友子の実態がかなり明らかになった。次にそれを見ることにしよう。

注

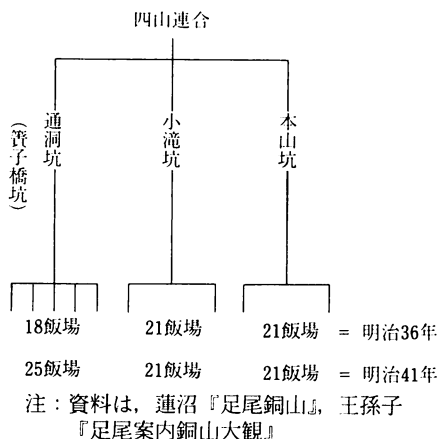
- (1) 小葉田淳「近世足尾銅山史の研究」、『日本歴史』一九七三年一月号参照。
- (2) 古河鉱業『創業一〇〇年史』、五八頁。
- (3) 拙著『日本の伝統的労資関係』、一八七頁。
- (4) 古河鉱業前掲書、六二頁以下。
- (5) 前掲拙著、一九八―九頁。
- (6) 本山坑夫交際所『奉願帳寄付帳写帳』（明治三十八年）、足尾町太田貞祐氏蔵。なお新資料については、太田貞祐『足尾銅山の社会史』（労働総合研究所刊）を参照されたい。
- (7) 前掲拙著、第三章を参照されたい。
- (8) 『明治文化全集』第十五巻、二四一―三頁。

(2) 明治三十年代末の足尾銅山における友子制度の構造(一)

——明治三十九年の小滝坑友子規約の分析——

明治四十年の足尾銅山暴動の裁判記録は、当時の足尾銅山の友子制度の実態の一端を浮き彫りにした。<sup>(1)</sup> また暴動後の鉱業所による友子制度の改編は、変型した友子制度の実態を資料的に示した。<sup>(2)</sup> しかし暴動前の足尾銅山の友子制度についてこれまで資料がなく、その実態は殆ど分からなかった。最近二、三の友子資料が発見されたので、暴

第1図 足尾銅山の友子組織



動前の友子の実態がかなり明らかになった。

当時の足尾銅山の友子は、第1図に示したように、本山坑、通洞坑、簀子橋坑、小滝坑の四坑に一つの友子組織があり、各坑の一つの友子組織は、友子に加入する鉱夫（友子鉱夫と呼んでおきたい）からなる多数の飯場（友子飯場と呼んでおきたい）から構成されていた。友子鉱夫ではない鉱夫（不熟練の運搬夫、その他の雑夫）からなる非友子飯場が、それに並存していた。

幸い足尾銅山の小滝坑における明治三十九年改正の友子規約が残されている。<sup>(3)</sup> 当時足尾銅山における各坑の友子は、独立してはいるが、密接な関係を維持しながら活動し、同一企業内の友子であったから制度的にはほぼ同一であった。従って小滝坑の友子規約は、他の坑の友子規約とほぼ基本的に同一のものと見て差し支えない。われわれは、この規約を分析して、足尾銅山の友子制度の基本構造を明らかにしたい。

さてこの規約は、表紙に「足尾鉱山坑夫一般規約条例」とあり、続いて「規約条例ハ当山坑夫一般ノ法規ニシテ各自遵守シ違反スベカラズ」との小文があり、小滝坑の二十三飯場から各二名の代表者の氏名、捺印がある。そして「明治三十九年二月更正実行」とあり、以前から規約があったことを示している。

「職務章程」と題する規約の前文には、「山中大當番タル者ハ山中一般ニ関スル百般ノ事務ヲ総理スルモノトス」と記し、友子の最高責任者として山中大當番を位置づけている。規約は、全八章五十二

條（付則懲罰法）からなる長文で、前文の後に「規約條例」との表題がある。第一章は、友子の心得、会費、第二章は、役員の選挙、第三章は、役員會議、第四章は、箱元交際（他鉾山の友子との附合）及び雇用、就業、第五章は、鉾石窃盜、休日、第六章は、取立式、第七章は、共済、第八章は、祭典などについて規定している。

第一章から見てみよう。第一條は、「足尾小滝銅山坑夫ハ信義ヲ重ジ日常職務ヲ勉勵シ以テ相互ニ義ヲ儘シ苟且（かりそめ）ニモ輕忽ナル挙動ハ決シテ否（せざる）ベキ事」と記し、この規約が小滝坑のものであることを示している。規定の内容は、友子の心得、職業倫理を簡潔に指摘したものと言える。第二條は、諸規則の「遵守」を唱い、第三條は、当規約を各飯場に備え置くこと、新坑夫人飯に際して提示することなどを義務づけている。

第四條は、会費の規定で、支出に応じて「月毎」にその都度「徴収」するとされている。これは、定額の会費制ではなく、支出から割り出す会費であった。しかし会費の問題は、非常に複雑である。つまり山中交際費だけを友子会費の対象と見るか、飯場交際をも友子の会費と見るかによって、友子会費の大きさが著しく異なる。後に詳しく検討するが、友子の会費は、「飯場割」と言う形式で、友子の会費と飯場経営の費用の一部が一緒になって徴収されるシステムになっていた。会費の納入は給料支給日より五日以内とし、違反者は、付則の懲罰法により、遅延三十分毎に五十銭の罰金が課せられた。非常に厳しい規定であることに驚かされる。

第五條は、会計担当の大當番が、会費を持ち逃げしたり、使い込んでしまった場合は、大當番を選出している飯場の責任で返済し、当事者は、懲罰法により友子から除名されると規定している。

第二章は、山中委員の「撰挙法」について規定している。すなわち第六條は、「山中委員ハ各飯場ニ於テ式名ヲ撰挙」し、直ちに大當番に届出るべしと規定している。任期は示されていないが、後に見るように他坑の例では、一カ月であった。この山中委員とは、各飯場から選出される友子の代表であり、友子は、各飯場から二名ずつの代

表委員を選び、山中委員の会議をもち、友子の最高決定機関としていた。友子は、このような民主的な運営機関を持っていたのである。

もっとも第二章では、肝心の大當番や箱元の選出法について何も規定されていない。大當番は、当時は後に本山坑友子の分析で詳しくみるように、飯場頭によって交替で担当され、箱元も大當番によって担当されていたようである。それは、飯場頭による友子の支配が強まったことを意味していた。

第三章は、山中委員の会議のルールを「議會法」として規定している。第七條は、「山中會議」の開催には、大當番は、予め「議事案」を作り、「開會時日」を付けて各委員に「報告」し、各委員の「捺印」を要すると規定している。第八條は、會議の成立条件を規定したもので、委員の半数以上で開會し、「可否」を決する場合は、「半数以上」の「賛成」が必要であると規定している。同数の場合は、大當番に判断が委ねられた。友子の伝統的な慣行は、友子の重要な問題は、この山中會議に諮ったうえで決められなければならないとされていた。<sup>(4)</sup>この他、欠席について詳しい規定がなされているが、ここでは説明を省きたい。

第十一條は、大當番は、「會議ヲ擾乱」した者、「酒氣」を帯び會議を「妨」げた者に「退場」を命じることが出来る」と規定している。第十二條は、會議の決議事項は、必ず「議事録」に記載し、大當番はそれを読み上げ、各委員の捺印を要する、そして各委員は各自の飯場へ三日以内に「通知」しなければならない、と規定している。これらの規定は、山中會議のルールの厳しさをよく物語っている。

第四章は、まず他山との交際について規定している。第十五條は、「他鉱山及比當山内」に対する「事務」は、大當番の「負担」であり、「他山ニ対スル往復書類」の費用は予備金から支出すると規定している。第十六條は、「箱元ヨリ発布セシ回書類」を紛失した時は「金五十錢」の罰金であると規定している。ここで友子が他鉱山との書簡

の交換を頻繁に行っていたことを示唆している。

第十七條は、浪人について規定したもので、「各飯場ニ於テ使役ノ有無」に拘らず、「登飯浪人」には、「洗足前箱元へ出頭ナサシメ山中交際トシテ金式十錢並ニ証明書」を与え、飯場に迎え入れるべきである、と規定している。これは、浪人鉾夫がある鉾山に友子を頼って登飯してきた時の手順を示している。

第十八條から二十條までは友子鉾夫の守るべき雇用、労働、生活の秩序を規定したもので、他の友子規定にはあまり見られないものである。第十八條は、「職務上ニ関シ破廉恥ノ所業」(職務上での重要な友子ルール違反を指している)をなし、「坑夫全体二面目ヲ汚シ」、改心しない者は、懲罰法により除名し他鉾山に「通牒」するとしている。第十九條も前條と同様の規定である。すなわち初めて当鉾山で働くことを希望する者は、「保証人並ニ飯場一同ノ厚誼ニヨリ住口ヲ得以テ職業ヲ経営スルモノナレバ出精勉強ヲ以テ従事スルハ當然タリ」とし、しかるに「山則を抛棄シ業務ニ倦怠シ」、脱走したり下山した者は、友子の「厚意ヲ忘恩シ義務ヲ欠キ……迷惑ノ係ル所業」であるとして、除名処分すると規定している。ただし事情のある場合は、救済もありうると付け加えている。

友子は、直接資本と雇用関係を結んではないが、労資間に色々な形で介入している。ここでは、友子が浪人と鉾業所との間に入り、雇用の保証人役を果たし、かつ雇用秩序を自主的に維持しようとしていることに注目したい。

第二十條は、「袁彦道ヲ以テ渡世シ」、良民を害するような「無頼ノ徒」と「交際」し、宿などを貸す者は、「當山交際ヲ拒絶」、すなわち当鉾山の友子から追放処分すると規定している。「袁彦道」が何を意味するか分からないが、おそらく博打のことであろう。

第五章は、「鉾賊」つまり鉾石窃盗の処罰、紛失鉾石の申請手続きなど採鉾労働上のルール、休業日入坑手続きなどについて規定している。足尾銅山の採鉾は出来高制であり、鉾と呼ばれる鉾石は、「吠」(かます)に入れら

れ、焼印を印した木札をつけて採鉱者の印とした。木札がとれて誰の物か分からなくなった「吠」は、「山中鉋」と呼ばれ、その代金は友子の会計に組み入れられる慣行になっていた。第二十一條は、その点を規定して、更に「吠」の眞の所有者が所有を主張する時は、大當番と関係者が同道して「点檢ノ上」本人に返却することがある、と規定している。

第二十二條は、坑内で「鉋吠」が破損した時に入れ換えを欲するとき、二つの「飯場ノ立会」を必要とし、この手順を経ずにそれを為した場合、「鉋賊」と見なし、友子を除名すると規定している。自分の「鉋吠」の近くに落ちていた鉋石と言えども、さきの手続きに従うべしと規定されている。

第二十三條は、坑内で自分が採鉱した鉋石または「鉋吠」を盗んだ犯人を発見した時は、そこに居合わせた同職者二名以上の保証人を必要とし、また納鉋場で発見した時は、実地検査の上、自分の属する飯場の當番を同道し、窃盜の事情を記した書面を持って大當番に出頭しなければならない。大當番は、これを検討し処理する。ただし被疑者は「鉋賊」と判定された場合は、山中議會を経ずして除名処分される、と規定している。もし問題がこじれた場合には、山中議會にかけて解決を計るとある。

第二十四條は、「鉋賊」の容疑で取調中に逃走しても、証拠十分の場合は前條の規定に従う。なお犯人が逃亡すると、犯人を出した飯場は「搜索方」を出さなければならないのであるが、猶予願をだせば事情により一カ月から六カ月以内の猶予が与えられた。しかし期限内に犯人を見つけれない時は、鉋賊と見なして処分する、としている。

なお懲罰法は、特に第二條は「鉋賊會議」を開く必要がある時には、加害飯場、（犯人を出した飯場）は各委員一名に対し四十錢宛箱元に支払い、「犯人ハ頭役ニ渡シ其筋ノ法ヲ仰グベシ」と規定している。第參條は、犯人が脱走した時は、加害飯場に「足尾四カ山坑夫取立ノ臨席ヲ二ヶ年間停止スル」としている。

第二十五條は、当山の「休業日ハ相互ニ入坑ヲ戒」しめ、鉱業所の命令による場合は、「其旨大當番二届出」してから入坑すべしとし、違反者は、第二十二條の規定すなわち鉋賊規定により友子から除名すると規定されている。この規定は、労働日に対するものであり、これまでの友子規約には全く見られないギルド的な労働規制として注目しておきたい。

第二十六條は、当山で「交際除名」された者は、足尾銅山では働くことはできない、ただし「坑夫飯場以外」ではその限りではないとある。採鉱以外の部門ではいいと言っているのである。「交際除名」された者は、他の鉱山においても友子メンバーとして扱われなかったことは言うまでもない。

以上のように、第五章は、坑内の労働秩序特に鉱石の窃盗処罰を規定し、また休日の労働を禁止しており、それは、採鉱労働の過程において友子が如何に労働秩序、規律を自主的に維持していたかをよく示している。特にここで注目しておきたいのは、鉱石の窃盗のような刑事問題の処理を今なお友子の自治に任せていたことは、驚きであり、友子の自治能力が如何に大きかったかを如実に物語るものである。

第六章は、取立と浪客交際について規定している。第二十七條は、渡り坑夫と地坑夫の取立は、毎年十二月に行うこととし、「定席」は旧例に従うと規定している。なおこの規定は、地渡り両友子が一緒に取立式を行っていることを示している。

第二十八條は、取立を希望する場合は、四十日以前に大當番に届出る事とし、出願人が二十名以下の場合には却下し、取立式を実行する時は、各飯場より「世話人」を選出し、五日以内に大當番が世話人を招集して、取立業務を委任する、と規定している。追願は、式の五日前まで認められた。色々と「障害」のある者は、取立から除外された事は言うまでもない。

第二十九條は、取立志願者には、一人四錢ずつの祝儀が會計から支出されると規定している。第三十條は、他坑の取立式への「祝儀」を規定したもので、本山坑八円、通洞五円、簀小橋坑三元であった。式に出席する立会人は、「箱組ノ委員」があたり、日当五十錢が支給される、と規定されている。箱組の委員とは、箱元が各飯場に交替で回っていった時、當番にあたった飯場の山中委員のことである。

第三十一條は、取立式で取立五名以下の場合、世話人を選出せず、立会は、五名以下とするとしている。取立に際しての「役」は、二役を禁止し、職親には連続してなれないとある。正当な理由があれば認められた。但し職親になれるのは、取立後滿四年以上の者、「老人役」は最高の取立年齢の者、「中老役」は取立後滿一年以上でなければならぬ、とされている。

以上のような取立ルールは、当時は鉾山ごとに少しずつ異なっていたが、大体はほぼ同じであった。

第七章は、各種の交際金の給与を規定したもので、要点は以下の通りである。

第三十二條、坑夫飯場の開設には、雇用した坑夫を逐一大當番に届出て捺印し、箱元から一人当り二十錢の交際金を支給される。

第三十三條、當山の友子鉾夫は、職務外ですなわち採鉾部門以外で働いていても、同業者として同等に扱われる。

第三十四條、他坑から友子の用件（下面状、本面状への署名などの為）で来客した鉾夫には、交際金五十錢を支給する。時には弁当の支給も。

第三十五條、三十六條は、奉願帳制度について規定している。

第三十五條は、奉願帳、寄付帳持ち浪人には、當坑他鉾山を問わず、一飯場一泊、當坑全体で二十三泊の回飯を認め、最後に箱元に立ち寄り、回飯済みの証明を貰い、五十錢の餞別が支給される、と規定している。（注、回飯

中に各飯場で何がしかの寄付をもらう。回飯中に発病した時は、医師の診断書を添えて届出ること。箱元は回飯後の滞在を認めない。身体不自由者などは、奉願帳七円、寄付帳四円の救助金の他、他山への護送費用は箱元の支出とする、などとしている。また本山、通洞、簀子橋の各坑で調製した奉願帳、寄付帳持ちで歩行困難な場合は、その箱元の依頼があれば、當坑の大當番は、回飯を認めその帳簿へ添書して各飯場へ差し回し寄付を募ること。

第三十六條は、當坑で調製した奉願帳、寄付帳には、五円が与えられる、しかし六十日後には一切無関係とする、と規定している。なお第四十條では、奉願帳の調製を出願する者は、医師の診断書により許可する、とある。

第三十七條から三十九條は、死亡に対する手当を次のように規定している。

第三十七條、浪人本人の場合は十円、妻、小児の場合はそれぞれ五円、三円を支給する。葬式には、各飯場から當番一名を出す。

第三十八條、當坑の友子の死亡には八円、十二歳以上の家族には四円を支給する。

第三十九條、死亡は各飯場に通知し、会葬当番は定刻までに出勤する。大當番は定刻前に出張し会葬の執行を確認し監督する。遅刻者は処罰される。

第四十條から四十三條は、傷病手当を次のように規定している。

第四十條、當坑の友子で廃疾（かたわ）となった者は、大當番の審査、協議の上十円から二十円までを給与する。奉願帳調製を受ける者は除く。

第四十一條、普通の傷病者には、三十日から六十日までは一円、九十日まで二円、百日まで二円五十銭、百五十日までは三円から五円まで補助する。

第四十二條、當坑で四十年以上の交際を続け、老衰のため働けず退山する者には、審査協議の上五円から十円を

給与する。

第四十三條は、火災救助に関するもので、當坑の火災罹災者には、一名に付三十錢を支給し、隣山の火災に対しては、大當番から三円から六円を救助する、と規定している。

第四十四條は、當坑で雇用されていて逃亡した者は、友子を除名されるが、再雇用を望む時は大當番の許可を要する、と規定している。

第四十五條は、出征に際しては、餞別一円を給与する、と規定している。但し証明書をもちて届出ること。

第四十六條は、年二回の各飯場順禮を廃止し、大當番の処で名刺（なふだ）により禮義を済ませる、と規定している。これは、友子会員の点検のことであろう。

第四十七、四十八の二條は、傷病の救助申請手続きとして、医師の証明書を必要とすることが規定されている。

第八章は、山神祭について規定したものである。

第四十九條は、當坑の山神祭には箱元から御供一斗五升を神前に奉じ、管理、分配は大當番があたる、末社については箱元から五円を支給し世話人が世話にあたる、と規定している。

第五十條は、大當番が他坑の箱元へ出頭するときは、一日七十錢を支給すると規定している。

第五十一條は、「當り箱元委員」（箱元當番のこと）は、一カ月五円の報酬と規定している。

第五十三條は、「箱元月割規定」は二年毎に抽選する、と規定している。これは、一カ月交替になっている箱元の當番の順位を抽選で決めようと言うことである。

以上が小滝坑の友子規約の概要である。

なおこの規約では、友子の組織、特に大當番、箱元などの役員の構成、選出方法が不明であるが、この点につい

ては次節で詳しく分析したい。

ここで小滝坑の友子規約から明らかにした当時の友子の基本的な特徴を指摘しておきたい。まず初めに全体として指摘しておきたいのは、足尾銅山の友子は制度的にみて極めて著しい発達をみていたと言うことである。これは、当時足尾銅山が、日本で有力な鉾山であったことに原因があったであろう。鉾夫の数の大きさも友子の発達を促したと言えるだろう。足尾銅山の友子は、古くから存在したわけではないが、明治二十年代から発達し、他の鉾山の友子に大きな影響を与えたと思われる。

次に友子の組織についてみよう。第一に、友子の組織で注目されるのは、第二、第三章に規定されているように、山中委員の選出法と山中委員の会議運営法の民主的性格についてである。この民主的性格こそ、友子が一般の鉾夫の意志を反映することが出来る大きな根拠であった。暴動前の至誠会に同調して友子が労働組合化したもの<sup>(4)</sup>の山中委員制度の民主的性格にあった。

第二に注目したいのは、規約でははっきりしないが、大當番や箱元の役が飯場頭により独占的に占められ、山中委員の民主的性格を著しく制限していたことである。これは、飯場制度と友子制度の癒着を示すと同時に飯場頭の友子支配を示すものであった。この点も後に更に実証的に詳しく論じたい。

次に友子の機能についてみたい。第一に注目したいのは、第四章、第五章にみられるように友子の雇用秩序、採鉱過程における労働規律、秩序の維持を極めて厳しく規定していることである。これは、当時資本がまだ独自の労働管理能力を十分に保持せず、友子による生活・労働における規律維持機能を利用しなければならなかったことをよく示している。暴動後にも友子を廃止出来なかった理由の一つが、ここにあったと言っている。

第二に、取立、箱元交際、山中交際などの友子の活動が非常に活発で、その内容も水準が高かったことが注目さ

れる。この点も後に詳しく検討したい。

では、次に最近発見された足尾銅山の友子資料によって、当時の友子の活動をもう少し具体的に見ることにしよう。

### 注

- （1）『栃木県史』史料編・近現代二、を参照されたい。これを分析したものに二村一夫『足尾暴動の史的分析』がある。
- （2）左台藤三郎編『飯場制度関係資料』、同『古河鉱業・使用人一般状況』参照。なおこの資料は、故左台藤三郎氏が自費出版したものであり、市販されていないが、残部があるかもしれないので、入用の方は、ご連絡下さい。この元資料を分析したものに、大山敷太郎『鉱業労働と親方制度』がある。
- （3）この規約は、二村一夫氏が以前に東大の図書館で発見したものであり、未公開であったものを、氏の厚意でここで利用させていただいた。原文の漢字にはふりがなが付いているが、ここでは省いた。いずれ何処かで全文を紹介したい。
- （4）友子の民主的性格については、既に拙著の二九六頁で詳しく論じ、二村氏も早くから指摘している（前掲書、五八頁参照）が、友子の民主的な性格は、この規定に端的に示されている。

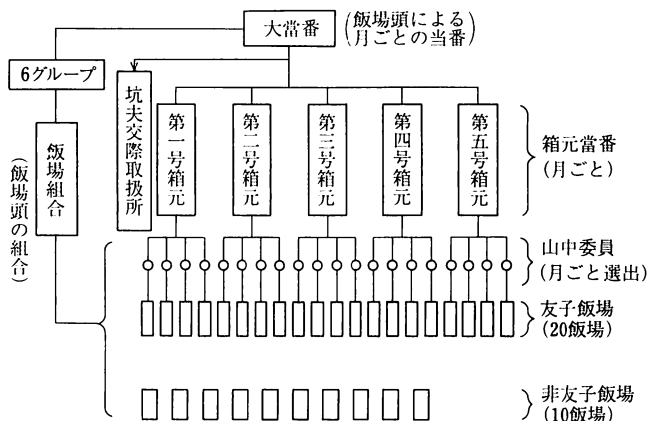
## （3）明治三十年代末の足尾銅山における友子制度の構造（二）

——明治三十年代末の資料による友子の組織と機能——

### （a）本山坑における友子の組織構成

小滝坑の友子規約は、足尾銅山における当時の友子制度の実態と構造をかなりの程度明らかにしていると言えよう。しかし必ずしも友子組織の全体像がはっきりした訳ではない。特に友子役員、すなわち大當番、箱元の選出方法はどうなっていたかわからなかった。まずこの点を、最近発見された明治三十年代末の本山坑の友子資料を分析

第2図 本山坑の友子組織の構成



注：太田貞祐『足尾銅山の社会史』，151 頁から作成。

することによって明らかにしよう。当時の本山坑の友子組織は、第2図に示したようなものだったと思われる

友子の役員についてみると、暴動の際に取材した「万朝報」紙が報じているように、「山中委員」または「山中當番」は、各飯場から「正副二名を選出」される、山中委員は更に、「常務委員を互選する」、そして「一ヶ月の任期にて交代」し、「常務委員の数ハ四人乃至六人にて箱を扱う」、「之を箱元と称し、また山中大當番と呼ぶ」。この報道は、おおよその事実をついている。

本山坑の明治三十七年四月から四十年二月までの「救与明細合簿」と「金銭出入帳」という資料は、毎月の交際費の一部の支出と山中大當番、箱元の氏名が記入されており、彼らの選出方法が推察できる。

山中委員は、各飯場から二名ずつ選出された。<sup>(3)</sup>これには問題があまりない。

山中大當番役は、友子会員を抱えている二十五名の飯場頭（頭役とも呼ばれた）が月毎に交代で担当している。しかし月毎の交代と言っても、二十五名が単純に交代するのではない。太田貞祐氏の指摘しているように、二十五の飯場は六グループに分けられ、各グループから代表飯場頭が選ばれ、六カ月に一回ごとに大頭番を担当した。<sup>(4)</sup>ちなみに三十四カ月間のうち担当回数は、三人が三回、六人が二回、

十二人一回であった。従って、大頭番は、単純に二十五人の飯場頭が月毎のローテーションで担当したのではなかった。小滝坑の友子規約では、第五十二條にあるように「箱元月割規定」によって、つまり二年に一回二年分の當番が抽選で決められた。何れにしろ暴動直前に問題になるように、飯場頭らが<sup>(5)</sup>大當番役を独占的に担当し、友子組織の中で支配的な地位を占めていたことは明らかである。

では箱元役はどうであったか。先の資料では、一号から五号までの箱元役が決められている。この箱元役は、「万朝報」の言う「常務委員」であり、各飯場から選出された山中委員から、五飯場に一人の割で選出され、「一号當番」とか「二号箱元」とか呼ばれていた。これらの箱元役は、小滝坑規約第五十一條において「當り箱元委員」と呼ばれているものに相当するであろう。彼らは、明らかに頭役と異なった人物であり、中には永岡鶴藏の組織していた「同志会」のメンバーも混じっていた。<sup>(6)</sup>二十一人ほどの當番の氏名がわかっているが、二回以上担当した者はいない。

五つの「箱元」は、月毎に交替で「當番」となり会計を担当した。各号の箱元は、月毎の会計報告に「本山坑夫交際取扱所」と書き、同旨の印鑑の捺印をし、自分の氏名を署名した。この友子の事務所である交際取扱所は、資料から得られる印象では各号の箱元委員のいる飯場を巡回していたように思われる。

他方「坑夫交際金集帳」という資料は、その月の頭役大當番が、各飯場から交際金を集金して、一定の額を予め箱元當番に渡していたことを示している。この箱元當番は、その月の交際費の支出を管理し、その月の頭役大當番が集金した金を受取り、月毎に頭役大當番に会計報告をしている。

しかし頭役の大當番は、「救与明細合簿」の中で「頭役箱元」とか「頭役當番箱元」とかと呼ばれている。これは、具体的な事務を処理する山中委員の箱元担当と、会費の集金などを行い、会計を全体として管理監督する頭役

の箱元當番の二通りがあったことを意味している。

そして暴動直前の争議において、至誠会系の山中委員が頭役から箱の取り戻しを主張したのは、頭役が交代で担当していた箱元の任務、要するに会計管理権を、従来のように山中委員の手に取り戻せと言う意味であった。

以上のように、本山坑の友子資料は、大當番役は、飯場頭らに月毎の交代で担当され、箱元役も、頭役のその月の大當番により担当されていた事がわかる。山中委員の箱元當番は、その下で働いていた実務担当者であった。

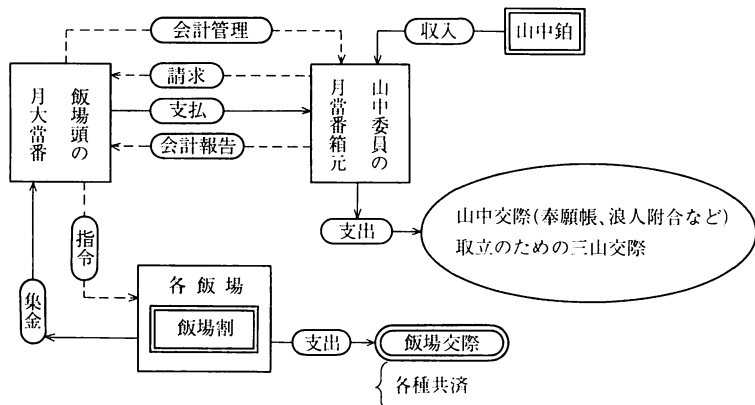
次に友子の組織構成を見ておきたい。友子組織は、大鉾山では通常各飯場からなる単位組織と、それを統合する組織とからなっていた。足尾銅山の本山坑では、二十五の友子鉾夫飯場が一つの友子組織を形成し、各飯場が友子の構成部分組織をなしていた。であるから、友子を分析するときは、この二つの組織をみていかなければならない。

ところが足尾銅山の友子は、一般的な傾向として飯場単位の友子から友子組織の側面がやゝもすると失われ、飯場を統合する組織だけが友子であるといった印象を与えている。この点は、足尾銅山の友子を全体として理解するためには、ぜひとも頭に入れて置かなければならない事柄である。さらに注意を要するには、足尾銅山の場合友子の活動Ⅱ交際の分類が通常の場合とだいぶ違っていることである。すなわち足尾銅山では、友子の活動が山中交際と飯場交際とに二分されていた。<sup>(9)</sup>

足尾銅山での山中交際は、通常の箱元交際である奉願帳、浪人交際などを指し、足尾銅山の飯場交際は通常の共済活動のような山中交際を指している。それだけでなく足尾銅山の場合、もっぱら山中交際だけが友子の活動であり、飯場交際は、友子の活動と言うより飯場独特の活動であるかのように見なされている。

とは言え、友子鉾夫の飯場と非友子の飯場は、画然と分けられており、友子飯場は、山中交際と飯場交際を行う

第3図 本山坑友子の会計システム



注：本文中の諸資料より作成

ように制度化されている。非友子飯場は、山中交際を行わず、「別交際」<sup>(10)</sup>として飯場交際だけを行っていたようである。これは、鉾山の近代化に伴って、間接夫が増大し、友子の機能の一部が友子に加入しない鉾夫にまで波及していったものと考えられる。以上の点を理解しておかないと足尾銅山の友子の具体的な組織と活動を正しく理解できない。

この点を友子の会費の面から少し検討してみよう。第3図は、資料から明らかになった本山坑の友子の会計システムの概観である。「万朝報」は、毎月「二十銭づつ」であったと記している。しかし友子の会費は、どの部分を指しているか曖昧である。そこでまずここで確認して置かなければならないことは、暴動の直前の箱取り戻しの際に問題になったように、友子の会費は、飯場の経費とこみで「飯場割」と言う名称で一括して飯場頭に支払われていたと言うことである。細かなことは分かっていないが、要するに友子の会費は、飯場の経費と一緒に集められ、飯場経費と混同されていたと言うことである。これは、友子と飯場制度が癒着していたことを典型的に示す例である。（この飯場割の制度は他の鉾山にあったかどうか明らかではない。）

暴動後の資料によれば、この飯場割は、(一)組合費(山中交際金)、(二)香典、餞別、見舞金、附合、祝儀(取立二限ルの注あり)、(三)飯場電燈、家賃、畳、障子張替、諸道具損料、(四)諸雜費(半紙、蠟燭、提燈等)、(五)給料、手当、礼金、(六)薪炭」から成っていた。これから分かるように、飯場割のうち明らかに友子関係の経費は(一)と(二)であり、他は主に飯場の経費である。もっとも(四)(五)は友子にも係わる面もある。

暴動前もほゞこんなものであったろう。暴動に関する資料によれば、この飯場割は、飯場頭が管理し、坑夫一人当り「一円五十銭」<sup>(13)</sup>だったと言われている。しかも飯場割は、一円五十銭の内四十銭位が飯場頭の収入源だった。実費は、一円十銭と言ふことになる。この中に友子の会費が入っているわけである。

ところで本山坑の友子資料においては、友子の会費は、先の飯場割の中の「山中交際」だけと見なされやすい。ここから大きな混乱が生じてくる。先にみた「坑夫交際金集帳」は、各月の頭役當番が各飯場から「交際費」を一定額を集めたものの記録である。集めた額は、資料によれば、一カ月に一回五銭の時もあれば、それが二回の時もある。それが五銭と三銭の時もあった。暴動直前には、ほゞ二十銭である。「万朝報」が指摘している二十銭の友子会費は、「山中交際費」の部分の会費を指していることがわかる。

この会費部分は、必ずしも額が一定せず、必要に応じて集められた事を示している。これは、小滝坑の第四條の会費規定(「坑夫交際備金ハ月毎ニ其蓄積消耗ヲ清算シ現額ニ対シ都度徴収スル」)に照応している。そしてこの会費は、飯場頭が坑夫からいちいち集めているのではなく、飯場頭が飯場割として集めた「一円五十銭」の中から大當番に支払っていたのではないかと思われる。

しかしこの「交際金」は、あくまで友子を頼って尋ねて来る奉願帳、寄付帳持ち鉱夫、職を求めて集まってくる浪人へ支給する「交際金」であった。これは飯場割の中では(一)「山中交際金」「組合費」と扱われていたものであ

る。しかし友子の交際には、山中交際以外の友子の活動、すなわち飯場交際と呼ばれた取立、共済などの活動があった。それは、飯場割の中では、(二)「香典、餞別、見舞金、附合、祝儀」とされていた活動費であり、当然そのための会計が必要であった。

事実先の交際金以外の会計簿がある。一つは、取立制度に係わる会計簿である。本山坑では、先の山中交際金以外のための「会計簿」<sup>(15)</sup>が残っている。これは、主に取立に際しての費用を扱っている。これも大當番ではなく當番箱元が扱っている。しかしここには、傷病などの共済活動の会計が無いのである。当然傷病手当などに関する会計簿が他にあった筈である。しかし残念ながらそれに関する会計簿は残されていない。

以上のように、足尾銅山の友子制度は、会計的に見ても非常に複雑であった。この複雑さを利用して、会計管理を掌握していた大當番役の飯場頭らは、友子会計からの不当な収奪を行っていたのである。これが、友子制度と飯場制度との癒着の実態であり、飯場頭の友子支配の実態の一面である。争議下の箱取り戻し運動は、飯場頭のこうした不正を批判することによって鉾夫一般の支持を得ることが出来たのである。

#### 注

- (1) 栃木県史料編・近現代二、七六三―七五頁。
- (2) 足尾町太田貞祐氏蔵。太田貞祐『足尾銅山の社会史』、一五二―一三頁参照。
- (3) 太田貞祐氏は、山中委員は一名だったと指摘しているが、小滝坑の友子規約や暴動資料では山中委員は二名だった。
- (4) 太田前掲書、一五二頁。
- (5) 太田前掲書、一五二、一六九頁。
- (6) 『日本労働運動史料』第三巻、一七七頁にある同志会の活動家、中谷留吉、京井亀太郎、増田福造などの名前が箱元委員（太田前掲書、一五二頁を見よ）の中にある。

- (7) 太田貞祐氏蔵。太田前掲書、一四六―一八頁。
- (8) 二村一夫『足尾暴動の史的』、六一頁以下参照。
- (9) 左合編『古河鉾業・使用人一般状況』、一九六頁。
- (10) 左合編『飯場制度関係資料』、二五六頁。
- (11) 「飯場割」については、前掲栃木県史、六八二―四頁参照。左合編『古河鉾業・使用人一般状況』、一九六頁参照。
- (12) 左合編前掲書、六八頁。
- (13) 『日本労働運動史料』第三卷、二三―四頁。
- (14) 前掲栃木県史、六八三頁。
- (15) 太田前掲書、一六四―一五頁。

#### (b) 本山坑における友子の活動

次に資料によって本山坑における友子の具体的な活動を見よう。既に見たように足尾銅山の友子の活動は、山中交際と飯場交際に大別される。

まず「山中交際」と呼ばれていた活動について見ることにしよう。今山中交際についての会計簿である「奉願帳／寄付帳／浪人附合救與明細合簿」(明治三十七年四月―四十年二月)が残されている。<sup>(1)</sup>それは、奉願帳、寄付帳、登山浪人などへの寄付、それに関係する支出(例えば浪人の宿泊料、當番の手当、奉願帳など作成、補充のための紙代など、額としては多くはない)について記帳したものであり、豊富なデータをわれわれに与えてくれる。

初めに奉願帳・寄付帳について検討しよう。奉願帳制度とは、ある鉾山で働いていた友子鉾夫が、病氣、怪我などのため労働能力を失ってしまった場合、医者 of 診断書に基づいて友子組織がその鉾夫に奉願帳を発行し、相当額の寄付を行い、それを得た鉾夫は、奉願帳持ち浪人として各鉾山の友子組織を回って寄付を仰ぎ余生を送る、とい

第1表 本山坑における奉願帳・寄附帳の件数と寄附額

|                  | 奉 願 帳 |              | 寄 附 帳 |              | 合計寄附額<br>(円) | 月平均額<br>(円) |
|------------------|-------|--------------|-------|--------------|--------------|-------------|
|                  | 件数    | 寄 附 額<br>(円) | 件数    | 寄 附 額<br>(円) |              |             |
| 明治 37 年 4 月～12 月 | 39    | 273          | 19    | 95           | 368          | 40.88       |
| 38 年 1 月～12 月    | 71    | 495          | 27    | 140          | 635          | 59.91       |
| 39 年 1 月～12 月    | 96    | 904          | 19    | 119.30       | 1,658.30     | 138.19      |
| 40 年 1 月～ 2 月    | 6     | 60           | 2     | 14           | 74           | 37          |
| 合 計 (35 ケ月)      | 212   | 1,732        | 67    | 368.30       | 2,100.30     | 60.00       |

注 『救与明細合簿』による。太田貞祐『足尾銅山の社会史』161 頁～3 頁から作成。

う友子独自の一種の労災補償制度である。寄付帳とは、傷病が重いが回復可能な場合に発行されたのである。私は、既に奉願帳制度についてかなり詳しく分析を行っているで、ここでは、一般的な議論は省きたい。

奉願帳問題は、二つの側面を持っている。一つは、本山坑あるいは足尾銅山で発行（友子用語では調製と言ふ）する奉願帳の問題であり、もう一つは、奉願帳を持って足尾銅山に頼って来る浪人問題である。

本山坑の友子資料は、本山坑で発行した奉願帳と奉願帳持ち浪人の登山事情についての詳しい記録を残している。例えば先の「救与明細合簿」は、奉願帳持ち鉾夫への寄付について詳しく記録している。また「寄付帳／奉願帳謄写簿」は、登山した奉願帳持ちの奉願帳の一部をこまめに写し、本山坑で発行した奉願帳を写し残している。これらの資料は、足尾銅山における奉願帳制度の全貌をほぼ完全に浮き彫りにしている。

まず全体的な面から見ていくと、第1表に示したように、明治三十年代末の本山坑の友子は、明治三十七年四月から四十年二月までの三十四カ月に一二件の奉願帳に、一、七三二円を寄付した。寄付帳については、六七件、三六八円であった。その内訳をみると、奉願帳への寄付は、明治三十七年には月に平均四・三件であり、三十八年は五・九件、三十九年には八件であり、年々増加していることがわかる。寄付帳は、三十四カ月で六七件、三六八円

第 2 表 奉願帳の調製所別構成

(明治 38 年 8 月～40 年 2 月分)

|         | 件 数 | %     | %     | 年平均調製所 | 月平均調製所 |
|---------|-----|-------|-------|--------|--------|
| 本 山 坑   | 17  | 37.0  |       | 9.6    | 0.80   |
| 小 滝 坑   | 16  | 35.0  |       | 9.1    | 0.76   |
| 簀子橋坑通洞坑 | 10  | 21.5  |       | 5.6    | 0.47   |
| 簀 子 橋 坑 | 3   | 6.5   |       | 1.6    | 0.14   |
| 足尾銅山合計  | 46  | 100.0 | 32.6  | 25.0   | 2.1    |
| その他の鉾山  | 95  |       | 67.4  |        |        |
| 合 計     | 141 |       | 100.0 |        |        |

注 本山坑の『奉願帳寄附帳写帳』(太田貞祐氏蔵)から作成。

であり、年平均二件前後であった。これらの制度は盛況だったことがわかる。奉願帳には、明治三十九年五月までは七円、その後は十円となった。寄付帳は、五円から七円になった。

第2表は、データのある十七カ月の奉願帳についての記録から、発行所別に集計したものである。足尾銅山で発行されたものは、四六件、その内本山坑十七、小滝坑十六、通洞坑十、簀子橋坑三であった。他鉾山で発行されたものは九五件であった。一四一件のうち足尾銅山で発行されたものは三二・六%、他鉾山で発行されたものは六七・四%であった。また年間の平均奉願帳の取扱件数は、本山坑では九・六、小滝坑九・一、通洞坑五・六であった。ちなみに奉願帳の交付率は、本山坑では、友子鉾夫が千人ほどだったので、九・六/一〇〇人、すなわち百人に一人の割合であった。

この数字は、鉾山で如何に労働災害、職業病が著しかったか、それはまた社会保障制度や企業福利厚生<sup>(3)</sup>の未発達な時代において、友子の共済制度、特に奉願帳などが鉾夫にとって如何に有意義であったかを示している。

ここで本山坑で発行される奉願帳について立ち入って見ておこう。次に紹介する資料は、本山坑の二組の飯場の友子が土田栄治二郎の奉願帳を申請した際の願書である。

「奉願帳

土田栄二郎

願意

原籍富山県越中国上新川郡上滝町……

土田栄二郎 文久三年九月九日生

一 取立山 下野国足尾本山

一 取立年 明治十八年五月旧七月十五日

一 親分 備中国住人 大塚要助

右栄二郎儀明治拾八年五月ヲ以テ……足尾本山ニ組飯場ニ来リ前記ノ通り正式ノ親職ヲ得テ従来稼業ニ勉勵シ交際専ラ深厚ナリ 然ルニ彼ハ性来温厚篤実ニシテ品行方正能ク和シテ人ト争フ事ナク実ニ友義ヲ重ンジ信ト実トヲ旨トシ友子然タル者ト云ン 然リ而シテ彼レガ如キ良友ノ不幸天如何ンデ之ヲ救ハザランヤ 顧ルニ彼レハ昨年十月発病以来当山医局ノ治療ヲ得ルモ漸次難症ニ陥リ到底独力ノ及バザル悲哀ノ境遇 親族ハ更ナリ兄弟分一統ハ勿論ニ組飯場迄同協力以テ良策ヲ求メ治療専一養生怠ラザルモ効薄スク聊カノ快氣ヲ覺ユル不能 遂ニ不治ノ肺結核トナリ身体次第ニ衰弱シ殆百數十有余日病ノ床ニ臥セリ 然ルニ彼ガ不幸タルヤ三子ヲ有スルモ僅ニ九歳ヲ長トシ実ニ頑是ナク事殊ニ末子ノ如キハ母ノ側ヲ離レズ為ニ妻ハ何等ノ微力ヲ助クル不能 只ニ夫ノ看護ノミニ止リ彼ガ平素ノ心懸ニ依レル些少ノ貯蓄モ発病以来栄価其他ニ費消シ既ニ栄価ノ途ヲ失イ示後治療到ラザルノミナラズ露命生繁ニ窮シ艱難ノ極ニ達シ餓死スルノ外ナシ……不肖等願人世話人トナリ哀訴嘆願スハ博愛義侠ニ富タル友子諸君ノ厚力ヲ以テ彼レガ救済ノ途ヲ求メンコトヲ請フ 友愛比類ナキ同盟友子諸公彼レガ悲惨ノ状愛憐ヲ賜リ多少ヲ不論義捐金恵与アランコト不肖等迄同合掌以テ難願ノ至リニ不堪

明治三十八年十一月

發起人 大和国住人 泉谷音松(他一名)

願人 越前国住人 川口喜代三郎(他十二人)

二組飯場世話人

越前国住人 野口与太郎(他二十四人)

各飯場世話人

口組 岩代国産 佐藤栄太郎(他二十二)

取立兄弟

加賀住人 神田宗也(他五人)

子分 越前国住人 島田宇吉

大日本鉾山及諸工事同盟友子各位御中

右願意ノ趣聞届ケ候也

明治三十八年拾二月三日

栃木県上都賀郡足尾銅山

本山坑夫交際取扱所

一金七円也

右金額救助候也

十二月三日

## 下野国足尾銅山 本山坑夫交際取扱所

（4）

この大変興味深い資料は、奉願帳制度についてさまざまな事実をわれわれに示している。第一に指摘しておきたい事は、奉願帳調製が極めて厳しい手続きのもとで行われていることである。資料にあるように奉願人の土田栄二郎は、既に百数十日の間病に臥しており、医師により回復の見込みなしと確認された段階で、二名の発起人、十三名の願人、そして本山坑の各飯場代表の承認により、奉願帳が与えられている。しかも彼が友子鉦夫として一定の評価を得て初めて与えられるのであり、友子の交際を怠り、仲間から嫌われるような不良鉦夫にたいしては与えられなかった。

第二に、「願意」の文章中にある結核に倒れた鉦夫仲間へのせつせつたる同情心に注目したい。ちなみに本山坑では、箱元から七円が給与されたが、さらに小滝坑、通洞坑へ行けば各七円、簗子橋坑で五円の寄付が与えられた。少なくとも足尾銅山だけで二十六円の寄付が得られた。当時の鉦夫の一日に賃金が五十銭位だったので、寄付は五十二日分の賃金に等しかった。願人は、更に仲間から個人的な寄付を与えられた。これについては資料は何等のデータも残していない。

さてここで奉願帳・寄付帳が如何なる鉦夫に与えられたのであろうか。第3表は、奉願帳・寄付帳所持者の年齢を示したものである。全体の四三・一％が四十一―四十九歳であり、やゝ若い三十一―三十九歳の層も三〇・三％とかなり高い。二十一―二十九歳の若年層は、一三・八％やや低い。五十歳以上は一・二・八％であった。全体として言えば、働き盛りの鉦夫の所有率が高く、鉦山労働の厳しさを如実に物語っている。

それは、所持者の傷病名を見ればよくわかる。第4表のように、一番多いのは呼吸器系の病気で、肺結核、肺炎、

第3表 奉願帳・寄附帳持ち浪人鉦夫の年齢  
(明治38年8月～40年2月)

|           | 件 数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 20 歳 未 満  | 0   | 0     |
| 20 ～ 29 歳 | 15  | 13.8  |
| 30 ～ 39 歳 | 33  | 30.3  |
| 40 ～ 49 歳 | 47  | 43.1  |
| 50 歳 以 上  | 14  | 12.8  |
| 合 計       | 109 | 100.0 |

注 資料は第2表に同じ。

第4表 奉願帳・寄附帳持ちの傷病名  
(明治38年8月～40年2月)

| 傷 病 名     | 件 数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 胸 部 疾 患   | 36  | 47.4  |
| 氣 管 支 炎   | 3   |       |
| 肺 炎       | 9   | 11.8  |
| 肺 結 核     | 21  | 27.6  |
| 喘 息 肺     | 1   |       |
| 塵 肺       | 2   |       |
| 胃 腸 疾 患   | 7   | 9.2   |
| リ ー ム 疾 患 | 3   |       |
| 眼 疾 患     | 13  | 17.1  |
| 片 目 失 明   | 2   |       |
| 両 目 失 明   | 6   | 7.9   |
| 眼 病       | 5   |       |
| 身 体 障 害   | 6   | 7.9   |
| 足 切 断     | 1   |       |
| 手 切 断     | 1   |       |
| 足 外 傷     | 2   |       |
| 重 火 傷     | 2   |       |
| 梅 毒       | 1   |       |
| 脳 溢 血     | 1   |       |
| 癩 病       | 1   |       |
| そ の 他     | 8   |       |
| 合 計       | 76  | 100.0 |

注 資料は第2表に同じ。資料より傷病名の判明しているものを抽出して作成した。

気管支炎など合わせて四七・四％であった。塵肺は二件しかなかったが、実際は塵肺と診断されない塵肺はもっと多かったであろう。次は目に関する傷病で、発破や鉦石による失明、眼病が一七・一％であった。消化器系の胃腸病は九・二％であり、手足の切断、怪我など七・九％であった。いずれにしろ失明や手足の切断、火傷などの大怪我、肺結核のような不治の重病が多かったことがわかる。

奉願帳は、こうした重傷病者を全国の友子鉦夫の力で救済したのであるが、その限界は指摘するまでもなく明らかである。重病傷者に各鉦山を巡回させることが土台無理である。しかし社会保障制度も無く企業内の労災救済制度も無かった時代に、共済活動の一つとして奉願帳制度を生み出した友子制度の活力を大いに評価しなければなら

ない。ちなみに奉願帳制度は、明治三十年には常磐地方の友子規約で確認されており、少なくともそれより数年前にも存在していたことになる。<sup>(8)</sup>

足尾銅山に來れば奉願帳に対し二十数円の寄付が与えられたので、多くの奉願帳持ち浪人が足尾に登山してきた。自力で登山できない浪人は、近くの鉱山から介添人を伴って登山してきた。例えば明治三十七年「浪人原籍簿」は、十月の頃に七人の奉願帳浪人のうち三名が送人を伴ってきた。また同年の「會計簿」に奉願帳持ちの病人を四人の鉱夫がカゴに乗せてきたことを示す記録もある。<sup>(7)</sup>

また家族持ちの奉願帳浪人もしばしば見受けられた。同年五月の先の資料は、生野銀山出身の内山丑太郎（四十九歳）は、妻に伴われて登山し、福井出身の坪川五百松は妻と五歳の子供と共に登山している。<sup>(8)</sup>

彼らは、本山坑、小滝坑、通洞坑、簀子橋の箱元を尋ね、幾泊かの一宿一飯の施しを受けて他の鉱山に移動した。外部の鉱山の奉願帳には一回だけしか寄付はなされなかった。

次に浪人附合について見よう。先の「救與明細合簿」は、明治三十七年だけであるが、友子の浪人制度に従って職を求めて足尾銅山の本山坑に登山してきた鉱夫は、第5表に示した通り、九カ月でなんと五六七人におよび、月平均六三人、一日二人の割であった。登山鉱夫には、三十銭が附合料として本山の友子組織から支払われた。その内訳は、十五銭が宿泊料であった。足尾では、一宿一飯が、現物ではなく貨幣で決裁されていることが注目される。浪人鉱夫たちは、足尾銅山で職にありつければここに留まり、なければ他の鉱山に更に移動した。

浪人鉱夫に対するこの支出額は、本山坑全体で月平均一八円九〇銭であり、年間で二六六円に達するかなりの額である。

ところでこの浪人附合料は、先の資料では、明治三十八年一月から計上されていない。太田氏は、この事実を附

第 5 表 浪人鉾夫の登山者数と附合料

|             | 登山者数(人) | 支出金額計(円) |
|-------------|---------|----------|
| 明治 37 年 4 月 | 30      | 9.00     |
| 5 月         | 58      | 17.40    |
| 6 月         | 73      | 21.90    |
| 7 月         | 71      | 21.30    |
| 8 月         | 96      | 28.80    |
| 9 月         | 57      | 17.10    |
| 10 月        | 68      | 20.40    |
| 11 月        | 65      | 19.50    |
| 12 月        | 49      | 14.70    |
| 合 計         | 567     | 170.10   |
| 月 平 均       | 63      | 18.90    |
| 1 年 間       | 756     | 226.80   |

注 資料は、第 1 表に同じ。なお附合料は 1 人 30 銭であった。

この点については、資料の記述が不十分であるが、一部の活動は窺える。ここに明治三十年から三十九年十一月ま  
本山坑の坑夫の箱元の「会計簿」<sup>(1)</sup>がある。

この「会計簿」は、浪人交際については別会計としていた。したがって会計の内容は、本山坑の箱元の日常的な活動、例えば山中委員や箱元の集会などの経費（茶菓子代）、箱元の事務費（半紙、ローソク代）、他坑の友子との附合費（他坑の友子の使人への附合料の支払い、食事、酒肴の供応）、自坑の箱元から他坑の箱元への使人の費用

合費がかさんだので浪人附合を廃止したと解釈しておられる。<sup>(9)</sup>私は、この事実は浪人附合料の支払いが次年度から山中交際費から支出しなくなったことを示すのであって、本山坑が浪人附合を中止したのではないと考えている。恐らく浪人附合は、飯場交際費から支出するようになったのではないかと思われる。浪人附合料は、全体としては額が大いだが、鉾夫一人当り負担一カ月二銭にしかすぎず、太田氏の言うように負担が大きかったとは到底考えられない。友子の伝統を強く守ってきた足尾銅山の友子が浪人附合を中止したとは思えない。この費用は、飯場交際費から支払われるようになったのではないか、と言うのが私の意見である。<sup>(10)</sup>

次に箱元を中心とする友子の活動を見ることにしよう。

第6表 友子山中交際会計

（明治37年分）

|    |       | 年 間        | 月 平 均     |
|----|-------|------------|-----------|
| 収入 | 山中鉋代  | 108 円 75 銭 | 9 円 06 銭  |
|    | 交際金徴収 | 245 円 67 銭 | 20 円 47 銭 |
| 支出 | 総 支 出 | 438 円 43 銭 | 36 円 54 銭 |

注 「会計簿」による。

太田貞祐『足尾銅山の社会史』172-3 頁から作成。なお、便宜上繰越金を除いて計算した。

などが詳細に記されている。<sup>(12)</sup>

ここからは、友子の活動が日常的に行われていたと言ったことしか分からない。しかしここで注目されるのは、取立に関する経費がここに細かく記載されている事である。太田氏が明らかにしているように、本山坑では、明治三十一年以来坑夫の取立は、年二回（五月十一日が自坑夫、十二月三十一日が渡坑夫）行われてきた。小滝坑や通洞坑では自渡合同で年一回の取立が行われていたようである。簀子橋坑は不定期に行われていた。取立式は、採鉱夫の技能養成にとって重要な儀式であった。取立式には相当の費用がかかった。

本山坑の「会計簿」によれば、明治三十七年十二月の項に小滝坑に八円、通洞坑に五円、簀子橋坑に三元と取立式の祝儀を支出している。自坑の取立式にも箱元は、十円の祝儀を出している。それらの合計は三十二円である。もっとも取立式に際しては、各箱元は、取立予定鉱夫の名簿の回覧、他坑の式への立会人の派遣など事前の仕事を遂行しなければならない。そのような附合費だけでも十二月の支出は、十数円に達している。

しかしこのような交際費は、全体として見るとたいした額ではない。第6表は、明治三十七年の箱元の「会計」を集計したものである。年間の支出は四三八円であった。月額の平均支出は三十四円五十四銭であった。友子鉱夫の一月当りの平均負担は二銭にすぎない。

支出に対する収入は、交際金（会費）の徴収と山中鉋代である。月額で見ると、

第7表 交際費の友子鉦夫一人当の月額負担

|           | 明治 37 年 | 明治 38 年 | 明治 39 年 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 山 中 交 際 費 | 10.1 銭  | 6.2 銭   | 10.5 銭  |
| 奉 願 帳     | 3.0 銭   | 4.1 銭   | 7.9 銭   |
| 寄 附 帳     | 1.0 銭   | 1.1 銭   | 1.0 銭   |
| 附 合 料     | 2.0 銭   | —       | —       |
| 箱 元 会 計   | 2.0 銭   |         |         |
| 合 計       | 12 銭    |         |         |
| 飯 場 交 際 費 | ?       | ?       | ?       |

注 「救与明細合簿」「会計簿」より作成。  
友子鉦夫数は各年の友子会費納数の平均。

第8表 本山坑友子の一人当交際金会費（山中交際金）

(単位銭)

| 月        | 1  | 2  | 3 | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 平均   |
|----------|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| 明 治 37 年 |    |    |   |    | 10 | 5  | 8  | 5  | 5  | 5  | 5  | 15 | 7.2  |
| “ 38 年   | 0  | 5  | 5 | x  | 5  | 5  | 5  | 10 | 5  | 10 | 7  | 5  | 5.6  |
| “ 39 年   | 10 | 10 | 5 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 15 | 20 | 20 | 10.0 |
| “ 40 年   | 5  |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |

注 「坑夫交際金集帳」（太田貞祐氏蔵）より作成。

鉦代が九円六銭、会費の徴収が二十四四七銭である。残りは繰越金である。特に会費は、必要に応じて徴収する方式をとっており、この年は実際には六回徴収されたが、平均一人四銭程度にすぎない。<sup>(13)</sup>

次に飯場内での友子の活動を見たいのであるが、残念ながら飯場内の活動を示す資料がない。明らかにこれまでの本山坑の友子資料は、友子の幾多の活動を伝えているが、飯場内の友子の活動に何等触れていない。

飯場内の活動とみられるのは、傷病者、死亡者などに対する相互扶助である。小滝坑の友子の規約の規定を待つまでもなく、友子は、傷病者、死亡者に一定の見舞金を支給してきた。これが足尾銅山では、友子の飯場内の交際として扱われ、箱元の会計から除外されてしまったようである。しか

しここでの飯場は、あくまで友子飯場であり、箱元から外された活動とは言え、友子の活動であることには違いないのである。<sup>(14)</sup>

さてここで友子の活動費の鉦夫への負担について述べて置きたい。第7表に示したように、本山坑の友子は、友子の活動が盛んであるにも係わらず、鉦夫一人当りの負担は、それほど大きいとは感じられない。当時の鉦夫の賃金が一日五十銭位であったから、一ヶ月十数銭の負担はそれほどではない。第8表は、山中交際の部分の会費であるが、所有者の無いかます入り「鉦石」収入があったので、この会費で何とかまかなえたのであろう。友子の会計はこのほかにもあった。すなわち鉦夫の箱元を中心とした会計負担は、私の分析では月二銭であった。飯場内の交際費は、ついに把握できなかったが、それと山中交際費程度と仮定してもなお鉦夫の友子会費負担は過大とは言えない。既に引用したように「万朝報」は、明治三十年代末の友子の会費を二十銭としていたが、恐らくその程度だったら友子鉦夫にとって大きな負担とは言えないであらう。

しかも足尾銅山の友子について論じる時は、足尾銅山の友子鉦夫の数が非常に多く、友子財政に恵まれていた事、それが友子制度をしっかりと支えていた事に注目しておかなければならない。これは足尾銅山内の友子の問題だけではなく、他鉦山の友子にとっても、友子の模範として大きな意義を持っていたと言える。ちなみに指摘しておけば、奉願帳持ち鉦夫が足尾銅山にすれば、二週間滞在して約二十七円（約五十日分の日賃金相当）の寄付を得ることが出来たのである。<sup>(15)</sup> 驚くべき額である。

以上が本山坑の友子資料から明かになった明治三十年代末における友子の活動である。これで、前項の小滝坑の友子規約の分析と重ね合わせれば、当時の足尾銅山の友子の構造が浮き彫りになったであらう。

## 注

- (1) 太田貞祐氏蔵。太田貞祐『足尾銅山の社会史』、一六一—一三頁。
- (2) 拙稿「鉱夫の自主的労災救済制度の一考察」、『経済志林』第五十八卷第一・二合併号、を参照。
- (3) 拙著『日本の伝統的労資関係』、三三三頁以下参照。
- (4) 明治三十八年「奉願帳／寄付帳謄写簿」による。太田貞祐氏蔵。
- (5) しかし拙稿が明らかにしているように、和田梅吉の奉願帳調製の際には、友子組織以外の個人から三十二円の寄付をえている。前掲論文、五七五頁参照。
- (6) 前掲拙著、二一九頁。
- (7) それぞれ太田貞祐氏蔵資料。
- (8) 「浪人原籍簿」。
- (9) 前掲太田『足尾銅山の社会史』、一五九頁。
- (10) 例えば後の鉱業所の資料は、「浪人附合」の存在を認めている。左合藤三郎編『古河鉱業・使用人一般状況』、二一〇七頁。
- (11) 太田貞祐氏蔵資料。
- (12) 太田氏前掲書、一六六頁参照。
- (13) 同上、一七二—一三頁。
- (14) 友子の飯場交際については、明治四十年の「坑夫飯場申合規約」によって確認できる。左合編『飯場制度関係資料』、六六頁参照。
- (15) 前掲拙稿、五六八頁。

## 二 暴動後の足尾銅山における友子制度の改編

——経営者による友子の飯場制度への包摂——

### （1）暴動後における足尾鉱業所の友子政策の転換

明治四十年二月六日に足尾銅山で大暴動が起きた。これに先立ち明治三十七年夕張炭鉱で労働組合活動をしていた永岡鶴蔵が、新たな活動を組織するために足尾銅山に潜入した。彼は、その後精力的に組合活動を展開したが、一進一退を繰り返していた。日露戦争後のインフレのため実質賃金の低下した明治三十九年末から、夕張炭鉱の僚友南助松が足尾銅山に來た。それから南の助けをえて労働至誠会と名乗る労働組合は、急速に發展し、鉱業所に待遇改善要求を行い、かつてない盛り上がりを見せた。

飯場頭らは、自らの存在を否定する労働組合の運動に危機意識を感じて、自ら鉱夫の代表を自認して鉱夫の待遇改善要求をまとめ、労働組合の活動を妨害しようとした。これに憤慨した至誠会は、友子の山中委員に働き掛けて、労働組合寄りの鉱夫の要求をまとめて、全山的に運動した。この際至誠会は、飯場頭が握っていた箱元の会計管理権を山中委員の手に取り戻す運動を成功的に展開し、飯場制度の廃止を訴えた。

これに驚いた飯場頭らは、至誠会潰しに躍起となったが、至誠会の勢いは衰えず、鉱業所も至誠会への大幅な妥協を決意し始めていた。そうした折りの二月四日、通洞坑内で鉱夫の一部が暴徒化し、次第にそれが拡大して、六日には本山坑の焼討ちにまで發展する大暴動となった。この原因は恐らく飯場頭らによるフレイム・アップ、挑撥であった。暴動に際して至誠会の幹部は、扇動者として警察に逮捕されたが、裁判では無罪であった。もともと至

誠会の幹部は、暴動に反対していたので、それは当然であつた。<sup>(1)</sup>

足尾銅山の経営当局は、争議過程における友子の動きに対して、大きな驚きを感じると同時に、友子に対して従来と異なつた方針を持たなければならなかつた。鉱業所は、まず暴動が鎮静すると鉱夫全員を解雇し、改めて鉱夫の再雇用を行い、至誠会の活動家、暴動の首謀者、不満分子などを再雇用せず、足尾銅山から追放した。<sup>(2)</sup>

その後鉱業所は、飯場制度を改組して飯場制度への支配を強め、飯場組合を公認し友子を飯場組合の中に組み入れた。この事情について大正八年の鉱業所の一資料は、次のように指摘している。

「当時山中交際ノ事ヲ司ル大当番（山中委員又ハ箱元トモ称ス）ト称スル者アリテ其牛耳ヲ司リ、多クハ鉱夫中ノ勢力者ガ之レニ任ジ威望甚ダ高カリキ。素ヨリ鉱業所ノ承認ヲエタルモノニアラズ、又頭役ノ監督ヲ受ケ居ルモノニアラズシテ極メテ無節制ナルモノニテ、遂ニ至誠会員ノ乗ズル処トナレリ。四十年ノ暴動ノ鎮静スルヤ、同年九月鉱業所ハ断然之ヲ廃シ、代フルニ飯場組合ヲ組織セシメ、飯場頭役ヲシテ其飯場ヲ代表シテ之ノ組合ニ加盟セシムルノ義務ヲ負ハシメ、山中ノ交際ハ全部同組合ニ於テ管掌セシムルト共ニ、鉱業所ト飯場間ノ意志疎通機関トナセリ。」<sup>(3)</sup>

ここには問題の論点が簡潔にいい尽くされている。第一に暴動前までは、足尾銅山の友子は「鉱業所ノ承認」を得たものでも、「頭役ノ監督」を受けた存在でもないと言ふのは言いすぎであるが、鉱業所の言い方によれば「無節制」であり、実態的には自立的であつたと言ふことである。もちろん既に指摘したように、友子は、飯場制度と癒着し飯場頭の干渉を幾分とも受けていたことゝは否定できないが、この点は、前節で詳しく分析したので、ここで繰り返す必要はないであらう。

第二に、そうした友子の自立性が至誠会に乗ぜられ、友子が労働組合化する原因となつた、と言ふことである。

だから鉱業所は、従来のように友子を野放しにしておく方針を改め、友子の自立性を奪うために、飯場組合を再編成して友子を飯場組合の中に組み入れ、飯場頭の監督下に置こうとしたのである。

第三に、鉱業所は、しかし友子制度を廃止せず、友子の組織と機能の大部分を残したことも事実であった。その理由については、鉱業所の指摘からは何も明らかにならない。資料は、改編された友子を「意志疎通機関」としてと指摘しているが、友子を残した理由は、これだけでは説明できない。

この点については、ここで少し説明しておきたい。後に分析するように、鉱業所は、この改革時点では、友子制度を全面的に廃止することが出来なかったのである。すなわち鉱業所は、友子を持っていた鉱夫の熟練養成、採鉱過程での労働の指揮管理、生活面での秩序化、広範囲な共済活動などの機能を無視して、独自のシステムで鉱夫を雇用し管理するまでに至っていなかったのである。鉱業所は、結局友子制度をまだ利用せざるをえなかったのであった。

では、飯場組合のもとに改編された友子制度は、どのようなものとなったのであろうか。まず坑夫飯場組合の規約を分析し、次に当時の坑夫飯場組合下の友子資料を分析して、そのことを明らかにしよう。

# 注

(1) 拙著『日本の伝統的労資関係』、三七五頁以下を参照。二村後出著書も参照されたい。

(2) 二村一夫『足尾銅山の史的分析』、八二頁以下を参照。

(3) 左合藤三郎編『古河鉱業・使用人一般状況』、一八七頁。

(4) 飯場組合は、一般にこの期に成文規約を持つようになったとみなされているが(大山敷太郎『鉱業労働と親方制度』、一七四頁)、これは必ずしも正しくはない。なぜならそれ以前の飯場組合の規約が最近発見されたからである。飯場組合の「議事録」(明治三十年—四十年)参照。太田貞祐『足尾銅山の社会史』、一八七頁。

## (2) 坑夫飯場組合下の友子制度の構造

### ——坑夫飯場組合規約の分析——

鉱業所は、坑夫飯場組合を組織するために二つの改革を行った。第一にまず飯場制度そのものの改革であつた。鉱業所は、暴動の原因の一つに従来の飯場制度のあり方に問題があつた事を認め、飯場制度の「因襲的弊害ヲ打破」すべく改革を行った。すなわち従来は鉱業所から相対的に独立して存在していた飯場組合を、鉱業所の管理下に位置づけ、「飯場組合規程」という飯場組合規約を成文化し、「頭役使用細則」を定めて鉱業所の飯場頭への支配を強めた。<sup>(1)</sup>

第二に鉱業所は、この坑夫飯場組合の中に友子制度を組み入れたのである。すなわち要約して言えば、大当番、箱元、山中委員という友子の役員組織の名称を廃止して、大当番の代わりに飯場頭がなる飯場組合長を、山中委員の代わりにこれも飯場頭からなる相談役を、箱元役をなくして専任の事務員を置いた。直接的には雇用関係から独立していた友子制度を飯場制度という雇用制度の下に組み入れたのである。そして飯場制度と友子制度の癒着を一層拡大し、友子制度の自立的かつ自治的性格を奪おうと試みたのである。従つて、ここでの友子は、従来の典型的な友子ではなく、極めて制限された変則的なものであり、私はこれを変型友子の一形態、企業内化された変型友子と呼んでおきたい。<sup>(2)</sup>

では友子制度は、飯場制度に組み込まれてどの様な構造を形成したのであろうか。まず明治四十年九月に鉱業所が提起した坑夫飯場組合の基本的な構造をみておこう。

「本山坑夫飯場組合規程」<sup>(3)</sup>によれば、「本組合ハ足尾鉱業所ノ承諾ヲ得テ之ヲ設立ス」(第一條)、そして「本組合

ハ……各飯場ノ頭役ヲ以テ之ヲ組織ス」（第二條）とあり、企業内の組織であり、飯場頭の組合であることが確認される。

そして第五條は、この組合の「目的」を「各飯場ノ取締方及各飯場所屬坑夫ノ取扱方ヲ一定シ、又鉋業所ニ対シテ各飯場所屬鉋夫ヲ代表シ、相互ノ意志ヲ疎通シ、業務ノ施行ヲ円滑ナラシムル」と規定している。この規定は、文字通りこれまで各飯場により異なっていた「飯場ノ取締方」、「所屬坑夫ノ取扱方」、賄いや売店のあり方などの労務管理、生活管理の方式を鉋業所の管理下に置いて「一定」に標準化した。それは、鉋夫間に不満を生まないようにし、更に飯場頭の組合が鉋業所に対して鉋夫を「代表シ」、労資間の仲介役となり、労資の「意志ヲ疎通」させる機関の役割を果たし、全体として「業務ノ施行ヲ円滑」にしようとするものであった。<sup>(4)</sup>

第六條は、坑夫飯場組合の「目的ヲ達スル為メ」に、三つのことを掲げている。第一に、「飯場組合規約ヲ制定シ、各飯場ヲシテ之ヲ遵守」させること。実は、この規約こそ飯場制度のもとに雇用され、そこで友子を組織していた鉋夫達を飯場組合に組み入れる規定にほかならない。

第二に、坑夫飯場組合は「各飯場所屬坑夫ノ利害ヲ代表シ、鉋業所ニ対シ申告又ハ請願ヲ為ス」こと。これは、従来のように友子を放置しておくで労働組合化したりするので、友子を労働組合化させないように、飯場制度に閉じ込め、かつ飯場頭の支配下において、労資間の意志疎通機関の役割を果たさせようとした事を意味している。

第三に、坑夫飯場組合は、本山、通洞、小滝の連合関係を形成すべきものと指示されている。これも既に三坑の友子<sup>(5)</sup>が持っていた関係を踏襲したものである。

役員については、第七條から第九條に規定されている。「組合長」一人、「相談役」四人、「事務員」一人を置き、組合長は組合員（つまり飯場頭）の中から「選挙」され、任期は六カ月で再選が認められた。相談役は二カ月

ごとの組合員（飯場頭）による交替制であつた。

第十條には、一「組合長ハ公私ニ対シテ組合ヲ代表シ、相談役会又ハ組合總會ヲ招集シテ其議長トナリ、組合ノ常務ヲ執行シ、事務員ヲ任免ス」とし、二「相談役ハ組合長ヲ補佐シ、組合長ノ招集ニ応シ其諮問事項ヲ審議ス」とある。この規定は、友子の役員を全て飯場頭が独占してしまっている事を示している。飯場頭の会費は飯場が抱えている鉦夫数に応じて支払われ（第十一條）、総会は毎年期末に開かれた（第十四條）。

このような坑夫飯場組合のもとに、更に飯場内の鉦夫を規制する「坑夫飯場組合規約」があつた。明治四十年九月段階に鉦業所が提起したものが「本山坑夫飯場申合規約」として残されている。その第一條は、「各飯場ハ相互ニ親睦ヲ旨トシ、新来坑夫ト雖モ総テ丁寧懇切ニ扱フヘシ」と規定している。ここではまだこの組織が友子的なものであるのかどうか必ずしも明らかではない。

第二條は、「各飯場ハ共同一致シテ坑夫誘拐者ニ対シ常ニ警戒ヲ怠ルヘカラス」と記し、組合がまさに飯場制度の任務である鉦夫の確保を規定している。しかし友子自体は、このような任務をもっていなかったことは言うまでもない。

第三條は、飯場から「除名」し、鉦業所から「解雇」すべき鉦夫の行為を次のように挙げている。一「放蕩無頼」、「業務」怠慢、二「喧嘩口論」、「不良ノ所為」、三「組合其他ノ規約」違反、四「頭役ノ指揮ニ背キ」、「其訓戒ヲ守ラサル」こと。五「宿下リ」のままの逃亡。ここには、飯場制度がもつ機能、任務への違反と友子のルールへの違反が混在している。一、二、三は、友子の規約、飯場のルールとしても規定されうる。しかし四、五の規定は、飯場制度にのみ固有の規定である。

第四條は、各飯場所属の鉦夫に「飯場割」として、「坑夫」一人毎月一円、「見習坑夫」一人七十銭を課している。

この飯場割とは、既に見たようにもともと友子の会費と飯場の費用を合わせたものであった。<sup>(1)</sup>

第五條は、飯場割の使途を規定している。一「組合費（山中交際金）」、二「香典、餞別、見舞金、附合、祝儀」、三「飯場電燈、家賃、畳（敷物）、障子張替、諸道具損料」、四「諸雑費（半紙、蠟燭、提燈等）」、五「給料、手当、礼金」、六「薪炭」。一の「組合費」は、文字通り「山中交際金」であり、友子の活動費である。二も友子の活動費である。これに対して三から五は、まさに飯場へ支払うべき費用である。四は友子の事務費にも係わる。この規定は、以前からあった友子と飯場制度との癒着を示すものである。

第六條は、飯場割以外に鉦夫に何らの賦課金を課してはいけない、と規定している。ここでも鉦業所の飯場頭への規制強化が確認される。

第七條は、作業所における所有者不明の叫入り「鉦石」は、組合の費用に組み入れられると規定している。これは、前節で見たように友子の規約にあった慣行であり、それを坑夫飯場組合が引き継いだことを示している。

第八條は、病氣見舞（七日以上六十日迄一日二付米五合）、死亡（本人五円以下）を規定している。この規定は、第五條の細則にあたり、友子の一つの共済活動である。従来の水準（例えば死亡では十円が相場であつた）よりやや低くなつた<sup>(2)</sup>いる。

第九條は、「飯場賄料」（汁三食代、布団二枚を含む）として、上賄料一人一ヶ月六円、並賄料五円四十銭と規定している。これは、本来の飯場が行う単身者鉦夫の賄費用水準を規定したものであつて、先の飯場割の飯場費用とは違ふ点に注意を要する。

第十條は、飯場が取り扱う「副食物及日用品」の代価を定めている。

以上のように、坑夫飯場組合は、飯場頭の組合であると同時に友子を飯場制度の中に組み入れ、飯場制度と著し

く癒着した友子の変則的な変型組合でもあった。先に引用した鉱業所の資料が、「大当番」の制度、すなわち友子制度（この用語を使っていないが）を「廃シ、代フルニ飯場組合ヲ組織」したと述べている場合、友子制度が完全に廃止されたと見なすべきではない。明らかに、資料も「山中ノ交際ハ全部同組合ニ於テ管掌セシム」と指摘していたように、名称はともあれ坑夫飯場組合は、友子の機能を引き継いだのであり、友子の組織も事実上内包したのである。次にこの事を友子の活動の具体的な分析によって明らかにしよう。

# 注

(1) 左合藤三郎編『古河鉱業・使用人』、一八七頁以下参照。

なおここで指摘しておきたいことは、友子に関心をもち、足尾銅山の飯場制度について詳論した大山敷太郎氏は、不思議なことにこの坑夫飯場組合を論じていながら、飯場組合に組み込まれた友子について一切触れていない。氏が友子の企業内化を無視しているのであれば大きな誤りであろう。大山敷太郎『鉱業労働と親方制度』を参照。

(2) 友子は、昭和期に入ると本来の友子機能を失い単なる親睦団体、あるいは共済団体に変型していった。私は、この場合の友子を形骸化した変型友子と呼び、本来の典型的な友子とも、後に見る「鉱夫組合」として一層企業内化された変型友子とも形態的に区別しておきたい。

(3) 左合編『飯場制度関係資料』、六六頁以下。

(4) 大正期の友子は、どこの鉱山でも大なり小なり、労資間の意志疎通機関の役割を課せられたのであり、それによって鉱山で労働組合が起るのを阻止しようとする防波堤の役割をも果たさせられたのである。

(5) 暴動以後友子の全山編成は、箕子橋坑の友子が通洞坑に吸収され、四坑から三坑になった。

(6) 左合編『飯場制度関係資料』、六七頁以下。

(7) 「飯場割」は、暴動以前は一元五十銭、この時期には一元、大正二年には五十銭（左合編『古河鉱業・使用人一般状況』、一九一頁）と改正されている。

(8) 明治三十年の磐城炭鉱の友子規約では十円、三十年代末の神岡鉱山の友子規約では就業中の死亡八円、その他の死亡は

二円であつた。前掲拙著、二二七頁、二四二頁参照。

### (3) 坑夫飯場組合下の友子の活動

以上のような坑夫飯場組合の規約と友子の具体的な活動の分析結果を総括してみると、坑夫飯場組合下の友子制度の概要は、以下の通りであつた。

まず既に各坑に存在していた飯場組合が、鉱業所の規定する組織として公認された事が確認されなければならない。そして飯場制度に組み込まれた友子制度は、形としては、大当番、箱元、山中委員の名称が廃止され、組織的にもそれらは廃止されたと言つてよからう。だから坑夫飯場組合下の友子は、各飯場から選ばれる代表者の会議（山中總會あるいは山中会議）が無くなり、その限りで言えば、従来の友子組織と比べて片肺的であり、不完全であつた。上意下達があつて下意上達の仕組みが失われ、友子の自立性、自治性が著しく制限された。友子の企業内化の目的がある程度達せられたことになる。

しかし飯場内について見ると、もともと友子の下部組織は、友子の機能を具体的に果たす為に存在していたと言えよう。だから後に見るように、友子の自立的かつ自治的体質は容易には失われなかつたのである。すなわち友子の機能は、もともと自治的にしか実施出来ない性格のものであつたからである。取立式の実施、奉願帳発行は、友子の一般会員から選ばれる世話役や中老役、更には友子もつていた伝統的なヒエラルキーや、老人役、老母役、鉋分など友子内の役職ぬきに有り得ない。言い換えれば、友子は、組織なしに有り得ないということである。後に見るように、各飯場には、そうした友子の組織性は維持されていたのである。

しかしそれだけでは、友子の組織性は、あまりにも脆弱であろう。後に見るように、友子の事務所であり、箱元

のおかれた交際所は、廃止されなかったのである。小滝坑の例でみると、飯場頭が二カ月毎に交替で努める相談役のもとに「相談役飯場」が置かれ、「組合当番」を一名置くことになっていた。この組合当番が、事実上の従来の大当番あるいは箱元の役割を遂行していたのであろう。もっともこの相談役飯場の組合当番が、飯場頭の相談役の任務であるとなると、ここでも飯場頭が友子の活動を統括していることになり、友子の自立性は一段と失われることになる。

各坑の組合は、かつてそうだったように、連合して相互に話し合いを行ったことは、言うまでもない。ただここで見落としておけば、友子の機能、活動は、坑夫飯場組合下においては、従来よりはかなり各坑の範囲の中に制限され、狭められてきていることである。それは、友子の組織と機能の広がりが失われつつあることを意味していた。

友子の機能について言えば、坑夫飯場組合下においてもほぼ従来の機能を基本的に引き継いでいると言える。熟練鉱夫の養成である取立制度、傷病手当や奉願帳制度、浪人鉱夫への一宿一飯、餞別などは、多少機能としては縮小したとしてもしっかりと残っている。問題は、友子集団が労働や生活の面で従来のように自治的機能を維持しているかということである。私の分析の結論は、取立制度が残り、友子の各種の活動を廃止出来ない以上、そうした自治機能はまだ相当程度残っていたと考えるべきであらう、と言うことである。

足尾銅山の友子は、飯場制度に組み込まれ、飯場頭の支配下に置かれ、いわば企業内化されて、従来のような自立性と自治性を著しく失ないながらも、制度的に友子として、より正確に言えば変型した友子制度として存在していたのである。

次に坑夫飯場組合制度下の友子の活動を具体的に見ることにしよう。

友子が飯場組合に組み入れられた当初、鉱業所は、友子の活動を大幅に制限しようとしたが、友子の抵抗に会って、

必ずしも思い通りにいかなかったようである。このことをよく示す資料がある。明治四十一年三月四日付の「小滝坑夫飯場組合ノ催促改正承認願出ニ関スル件」（坑部課長の所長宛文書）は、次のように記している。

「小滝坑夫飯場組合ニ於テハ奉願帳・寄付帳等重ニ旧山中割ニ属シタル事項ハ、先キニ細則承認願出ノ際ハ之ヲ除キ其儘不文ノ慣行ト致居候処、此度組合決議トシテ右ニ干スル諸事項ヲ決定シ、別紙ノ通り右細則ヲ改正追加ノ決議ヲ承認願出候處、各条項中ニハ或ハ他坑場ノ例ト異ナルモノモ有之候ヘ共、旧委員制ヲ襲フコトトテ俄カニ改廃致難キ事情モ有之モノト認メ、尚大体ハ他坑場組合ノ例ト大差ナク、適當ナルモノト相認メ候ニ付全部承認相成可然哉存候。」

この指摘から分かる事は、第一に、小滝坑では、当初坑夫飯場組合の細則に奉願帳制度を明文化せず慣行的に行っていたが、明文化されたと言うことである。第二に、この改正要求は、いわば友子勢力の下から出てきたものであり、友子の発言力を示している、と言うことである。しかもそれが決議という方法によってなされた事に注目したい。友子の自主的な性格がまだ決して失われていない。

第三に、各坑の坑夫飯場組合は、基本的には同じでも、細部では若干異なっていたことも、ここで確認しておく必要がある。これは、もともと友子は、それぞれの組織が大変個性的であり、足尾銅山でも各坑の友子は、少しずつ個性をもって存在してきた。だから鉱業所の画一的な支配が貫徹しなかったのである。こうした友子の体質は、友子の伝統的な自治的、自立的性格をよく表している。こうした友子の性格にこそ、その存在基盤が失われても長らく友子制度を存在させ続けた大きな根拠であった。

第四に、細則改正をさせた友子の圧力に対して、坑場課長が、「旧委員制ヲ襲フコトトテ俄カニ改廃致シ難キ事情」が「有」と言い、友子制度を基本的に廃止出来ないと告白している事である。この点は、変型友子存続の原

因の分析に際し詳しく触れたい。

では、組合の決議は、どのようなものであったのか。明治四十一年二月付で「小滝坑夫飯場組合長 小柳末太郎」の署名の「承認願」<sup>(2)</sup>は、大略四点、奉願帳制度、傷病者への救済、死亡者への手当、友子組織について詳しく指摘している。われわれは、これを見ることによって、当時の友子の実際の活動を知る事が出来る。

まず奉願帳制度について名文化された規定を見てみよう。一、他山から来た奉願帳、寄付帳持ち浪人に対しては、組合が奉願帳には五円、寄付帳には三円を給与し、回飯（以前に行われていたように小滝坑内の各飯場を回って寄付を貰う事）は認めない、と規定している。明治四十年以前には、奉願帳については、小滝坑に限ってだが各飯場を数日かけて回りほゞ八円の寄付がなされていた。<sup>(3)</sup>従ってこの規定は、従来より寄付額が半減しただけでなく、回飯を否認して友子の機能を縮小していると言える。更に、この奉願帳浪人達の宿泊は、当分の間、「相談役飯場」が提供し、一人二十五銭で賄い、組合が支払うと規定している。「相談役飯場」については後にふれたい。再来は認めないとある。

二、小滝坑内で発行される奉願帳については、出願者の属する飯場から五名以上の世話人をもって出願することと規定している。これには、奉願帳に十円、寄付帳には七円、組合から支払い、回飯は認める。しかし特別の飯場附合はしなくいいと規定している。

三、浪人が重症者で自由に歩行出来ない送り奉願帳持ちの場合は、「護送」<sup>(4)</sup>費用は、本人分は「自弁」、送り人の費用は組合の負担と規定している。護送の範囲は、東は細尾、西は花輪までとし、さらに事情がもっと悪い場合は、町役場の補助を仰ぐと規定している。

次に、四、傷病者への見舞金について見ると、飯場の組下で傷病が三十日以上の場合には、六十日以内は一円、

九十日以内は二円、百日以内は二円五十銭を組合が支給すると規定している。五、浪人及び其家族の死亡に対し、浪人の死亡に十円、家族の死亡に五円（小児三円）を組合から支給すると規定している。このような規定は、他の鉱山の友子にはあまり見られないものであり、足尾銅山の友子の成熟度を示すものとして特筆すべき点である。

六、飯場の構成員で友子の会員が死亡した場合は、組合事務所、役員などに連絡し、本人死亡に香典として八円、十歳以上の家族に四円を組合から支給すると規定している。「組合当番」は、会葬者を点検すべきともある。なお当坑の友子メンバーの香典より浪人の香典の方が多いのは、本坑の鉱夫が死んだ場合個人的な寄付が相当集まることを前提にしているからであろう。

七、次に組織についてみよう。「相談役飯場」に「組合当番」各一名を置き、任期を二カ月とし、手当月一円を組合から支給すると規定している。飯場頭の組合には、相談役が四人置かれていたから、恐らくそれに合わせて鉱夫側つまり友子の一般会員から四人の「組合当番」が選ばれたものと思われる。これは、鉱業所が、友子の自治性のある程度尊重しようとしたことを意味しているのであろう。この組合当番は、従来の山中委員による箱元當番に相当しているが、四人という少人数では従来のような友子の民主的な機能の担い手にはほど遠い存在であった。その限りで、坑夫飯場組合下の友子は、組織的に見ると著しく民主的、自治的品格を失っていると言わざるをえない。

それにも係わらず、私はなお友子の自治的品格を若干強調しておきたい。それは、飯場頭の性格に関連している。飯場頭もまた友子内の有力者であり、友子のルールや精神の良き理解者でもあった。そして彼らは、鉱業所の手代でもあり、確かに資本の力は大いし、概ね資本サイドに立って労務管理に励んでいたことは否定すべくもない。にもかかわらず、彼らは、友子と鉱業所の手代との二重の魂の持ち主だったのである。

例えば、小滝坑の友子たちが、従来のような慣行を坑夫飯場組合の細則に明文化せよ、と話し合えば、組合長の

小柳末太郎は、初めは押えに廻ったとしても、結局大衆の要求をまとめ、鉱業所に願書を提出しているのである。飯場頭が単なる鉱業所の手代であり、一職員であるならば、組合長としてもふさわしくないし、小柳のようなビブアーはとらないかもしれない。この様な友子的な飯場頭の性格は、なお坑夫飯場組合下の友子を幾分とも自治的にしていると思われる。

八、最後に取立についての規定をみよう。承認願は、「各組合ニ於テ取立執行ニ際シ、向後相互ニ附合ヲ廃ス」と規定している。これは、坑夫飯場組合下でも各坑で坑夫の取立が行われていたことを示している。従来は、他坑での取立式に際しては、十円程度の祝儀を持参して、立会人を出席させる慣行があった。小滝坑の新しい提案は、そうした附合を今後は止めようというのである。ここでも取立式が縮小したことがわかる。

次に最近発見された本山坑の友子資料を分析し、坑夫飯場組合下の友子の活動を検出してみよう。

今ここに本山坑の坑夫飯場組合の明治四十一年四月からの「正金受渡帳」すなわち会計簿が残されている。<sup>(6)</sup>この会計簿は、会計が二重に処理されている。一つは「坑」とあり、もう一つは「両」とある。会計の内容から、前者は友子の会計であり、後者は飯場頭の組合の会計であることがわかる。これは、坑夫飯場組合が機能的にはつきりと友子組合と飯場頭の組合の二つに分けられている事を示している。

「坑」の部の会計は、基本的に暴動以前の山中交際の会計と同じである。収入は、山中鉋代（所有者不明の鉋石代）、坑夫交際金（友子の会費）、その他からなっている。鉋夫は、一カ月十錢（月二回五錢ずつ）の友子会費を支払っている。<sup>(7)</sup>また従来のように、友子の会計に入れられていた山中鉋が、ここに入れられている事も、かつての友子の特権として持っていたこの権利が坑夫飯場組合下の友子に維持されている事を示していて興味深い。

支出は、奉願帳、寄付帳、餞別、香典、事務経費、その他からなっている。奉願帳浪人鉋夫は、当分相談役飯場

に泊め、一人泊二十五銭で賄うとしている。

友子の中心的制度である取立制度も、坑夫飯場組合のもとで維持されていたことはいうまでもない。明治四十年九月以降に従来のように取立式が行われた。<sup>(8)</sup>

以上のように、足尾銅山における友子は、明治四十年九月に飯場組合のもとに組み込まれたが、制度として廃止されたわけではなく、坑夫飯場組合の中でおある程度の独自性を維持しながら、組織的にも機能的にも存続していたのである。しかしこの友子制度は、これまで分析してきたように、従来の制度と比べて特に組織の面ではかなり制限され、縮小されてしまった。私は、このような友子を企業内化された変型友子と呼んだのである。従って、こうした足尾の友子制度を以前の友子制度と同一視することは、正しい友子の歴史認識を誤らせることになる。<sup>(9)</sup>

# 注

(1) 左合藤三郎編『飯場制度関係資料』、八三頁以下。

(2) 同上。なお左合氏は、小柳米太郎としているが、末太郎の誤りである。

(3) 拙稿「鉱夫の自主的労災救済制度の一考察」、『経済志林』第五十八巻第一・二合併号、五六八頁参照。

(4) 細尾とは日光へ抜ける道の峠にあり、花輪とは大間々に抜ける道の中に位置している。実際は奉願人をそこで放り出してしまいうけではなく、負担費用の範囲を示している。

(5) この点の理解がないと、飯場頭らの鉱夫を代表しようとする彼らのビヘイビアをよく理解しえないであろう。

(6) 太田貞祐氏蔵。太田『足尾銅山の社会史』、二〇六頁以下参照。

(7) 同上。

(8) 同上、一六四頁、一三五頁参照。

(9) 足尾銅山の坑夫飯場組合と友子の関係を私見の様に捉えた論文に大山彦一「友子同盟の研究」、『社会学雑誌』、九号、三〇号、（一九二五年九月、十月）があるが、飯場と友子の関係の理解が曖昧であった。つまり坑夫飯場組合下の友子飯

場を飯場一般と同一視してしまっている。

#### (4) 坑夫飯場組合下の友子制度残存の理由

最後に鉱業所は、何故明治四十年の段階で友子制度を廃止しなかったのか、という問題について検討しておきたい。私は、大きな理由は二つあると考える。第一の理由は、要するにこの時期においても友子制度は、まだ鉱業経営にとって客観的に必要であった、と言うことである。友子が明治期の日本の近代的鉱業経営に如何に必要であつたかについての分析は、既に詳しく展開している<sup>(1)</sup>ので、ここで繰り返すことは不要であらう。

ただ初めての読者のために、その要点だけを挙げておけば、まず第一に、当時の鉱山業においては、採鉱部門ではまだ鉱夫の熟練労働に大きく依存していたため、鉱夫の熟練養成を取立制度として自治的に行う友子制度を廃止出来なかったという<sup>(2)</sup>ことであり、鉱業所は、必要な熟練鉱夫の養成をまだ独自に組織出来なかった<sup>(3)</sup>ので、結局友子に頼らざるを得なかった、と言うことである。

確かに、鉱業所は、暴動後、明治四十一年九月に「坑夫養成規定」<sup>(2)</sup>を定め、友子制度と別に独自に鉱夫の技能養成に取り組んでいる。この規定は、満十八歳から三十五歳までの「坑内作業ニ経験アル志願者」を試験によって「見習坑夫」を採用し、坑夫飯場組合のもとに置きながらも、鉱業所独自に修業期間「六カ月」の教育を行うと記している。教育の中身は「実科ハ日々入坑シテ現場ニ就キ係員ノ指導ニヨリ実地ノ練習ヲ為ス」のであり、「学科」は「毎週二回、夜間二時間」で修身講話、雇用労役規則、扶助及び共救義会（企業の共済会）、倉庫品貸下その他保護制度、鉱夫の心得などの授業であった。

しかしこの制度が直ちに行われたか必ずしも明らかではない。鉱業所のまとめた資料では、<sup>(3)</sup>「坑夫養成寮」が大

正元年に通洞坑で、同四年に本山坑で、同五年に小滝坑で設立され、収容力はそれぞれ七十二人、九十六人、七十人であった。そして大正四年の「坑夫養成規定」の改正案は、「坑夫養成ノ目的」として坑夫の「技術習得」と「品性」の「陶冶」を唱い、見習坑夫の年齢を二十五歳に引き下げ、実地の指導者を単なる「係員」から「技倆・品性優秀ニシテ指導ノ才ニ長シタル坑夫」を「選定」して教育にあてる、と規定している。

これらの鉱業所の試みは、徐々に独自の教育体制を強化していったことを示している。これが成功したとしても、鉱業所は、一挙に友子の熟練養成機能を見失った出来なかつたであろう。事実、友子は、坑夫飯場組合下で毎年取立式を行い、伝統的な鉱夫の技能養成を行っていたのである。例えば、大正三年に行われた本山坑の取立式では、百二十一人が新に友子鉱夫に加入を認められた。<sup>(5)</sup>取立制度は、技能養成の実質的な意義を漸次失いつつ失つていったであろうが、形式としては少しも衰えなかつたのである。

かくして友子制度は、鉱夫の熟練が失われず残り、鉱業所が独自の教育システムを創りあげるまで、取立制度を維持する組織として存在意義を持ち続けたのである。

第二の理由は、友子の共済機能が、当時は鉱夫にとっても鉱業所にとっても、まだきわめて大きな意義を持っていたので、鉱業所は、友子制度を廃止することが出来なかつたということにある。既に見たように、坑夫飯場組合下で展開された友子の共済活動は、他の産業のそれと比べて、非常に水準の高いものであり、それを鉱夫たちが自主的に行っていたことの意義は途方もなく大きい。

片や鉱業所は、鉱業条例に規定されている「鉱夫扶助規則」<sup>(6)</sup>をもっていたとはいえ、一般の鉱夫に対しどの程度真面目に実行したか明らかではなく、一般の鉱夫の傷病、災難、災厄は放置され、友子の共済制度に任せてきたのである。鉱業所は、確かに明治三十年に「共救義会」と言う共済組合を独自に組織したが、これは、主に直轄鉱夫

の共済会であつて、請負鉋夫と呼ばれた友子に入つてゐた採鉋夫や支柱夫などの一般の鉋夫は、任意加盟であつたため、殆ど入つていなかったのである。

だから暴動が起きて鉋夫の待遇に氣を付けようとした時、鉋業所は、何の事はない友子制度を廃止するどころか、友子の持つてゐた共済機能を飯場制度の中に持込み、企業の下に置こうとしたに止どまつたのである。

第三に、友子の自治的機能もまた、鉋業所には捨て難い魅力であつた。友子のもつてゐた労働、生活における自治的な秩序化機能は、友子の独自性であり、労働組合化の大きな根拠でもあつたから、鉋業所にとっては好ましからざる側面であつた。この点だけをみれば、鉋業所は、友子制度を廃止したかつてであらう。しかし他面では、この自治的性格は、熟練鉋夫が分散的な地下の採鉋過程である程度自主的に働く為に絶対に欠かせないものであつた。鉋業所は、鉋業資本の言うことを自主的に聞く鉋夫をまだ養成しきつていなかったもので、鉋夫が自主的に働き、秩序を維持するようにさせてゐる友子制度を廃止するどころか、それに大いに依存せざるをえなかったのである。友子の飯場制度への組み入れは、成行きのな労働管理しか出来なかつた当時の鉋山では、幾ばくかの進歩的な改革であつたのであらう。

例えば鉋業所の「足尾使用人問題調」(大正十年)と言ふ資料は、友子について言及し、「之レ数百年ノ歴史ヲ有スル鉋夫独特ノ美風ナリ」と捉えてゐる。これは足尾銅山の経営者が、友子に対して極めて好意的な態度をとつたことを示唆してゐる。

他方鉋業所は、労働組合運動が起こり、友子がそれに同調したという経験に鑑み、友子を飯場頭の支配下に置き、友子の自主性を大いに制限した上で、労資間の意志疎通機関として利用し、ひいては友子の労働組合化を防ぎ、鉋夫の労働運動への傾斜を予防しようとしたのである。しかしこの点では、歴史に照らしてみると果して鉋業

所の意図は、実現したかどうか即断しかねる。何故なら、大正八年の大争議は阻止出来なかったし、再び友子は、争議に巻き込まれてしまっているからである。

第四に、労働市場に占める友子の特別の役割についても指摘しておきたい。鉱夫募集や労働力の需給調整に対し友子は、大きな役割を果たしてきた。足尾銅山の強力な友子を頼って多くの鉱夫が浪人として集まった。登山してきた鉱夫のうちある者は、当地で雇用され、ある者は他の鉱山を目指した。

友子制度を廃止してこのような友子の浪人交際を無くすことは、鉱夫の自然流入を阻止し、また友子を頼った鉱夫の募集を困難にしよう。従って友子は、大正期少なくとも戦後不況の始まる大正九年以前には、労働市場の面からも廃止し難かったと言えよう。

以上のように、足尾銅山の友子制度は、明治四十年九月から大正九年に再び「鉱夫組合」として再編されるまで、一定の根柢をもって飯場制度の中で変型されながらも残存していたと言えるのである。

### 注

- （1）拙著『日本の伝統的労資関係』、一九九頁以下参照。
- （2）左合藤三郎編『飯場制度関係資料』、八五頁以下参照。
- （3）左合編『古河鉱業・使用人一般状況』、一六三頁。
- （4）左合編『飯場制度関係資料』、一二三頁以下参照。
- （5）大正二年七月「足尾銅山本山坑出生免状」（村上安正蔵）。
- （6）拙著『賃労働政策の理論と歴史』、二七〇以下頁参照。
- （7）左合編『古河鉱業・使用人状況』、二一四頁。
- （8）左合編『飯場制度関係資料』、二四五―六頁。